落穂集

前編

自一至三

曾
775
111

曽775/111

京都帝国大学図書之印

落穂集巻之一

一 東照大權現様ゟ御父ハ廣忠公の御子ゝて天文十一
壬寅年十二月廿六日三河国岡崎の御城ゟ於て御誕生
被遊御童名 竹千代君ゝ申ゟり 御母公ハ同国刑部
の城主水野右衛門尉忠政の御息女ゟり 御誕生の節
酒井雅楽頭正親へ御脇刀石川安藝守清兼御暇ゟ
被仰付ゟり

一同十二年右衛門尉忠政卒去ゟ子息下野守信元の
代ゟ刑ゟり今川義元の旗下ゟ放き尾張織田弾正忠信秀ゟ
一味被仰御者の義ゟれハ廣忠公ゟ尾張へ御一味ゟき
可然旨再三被申ゟ廣忠公御同意ゟ被遊ゟ有信元
不興ゟり御ゟ於ゟハ御者ゟ離き申ゟ事ゟの子細ゟ依ゟ

大正二年一月吉寄
中村楢雄氏贈

竹千代君御元服の御時御親戚方へ御送り被
成る有信元服被成被近辺の諸城主を迎ひ寄せて
織田家へ随分被成せ尾州勢を引入れ国侍の城を攻
ぬくべしと企て依て今川家へ一味の城として参河国
中より国侍共一城の内くゝ籠成る有廣忠公より其
起と駿府へ被仰越加勢あるべき旨度々御頼被成候
よ義元早速同心有て近日軍勢を催し尾張表へ
出張可致と云ふ沙汰有て水野と申して近江
御縁者の義と其外御親類方の中より尾張一味の
衆中有之由よしにて御出馬なされ候と申さるゝ
外其方御六歳と云ふ成候　竹千代君小金田某と云
相添駿府へ被遣候　御道中塩見坂辺に於て田原の

戸田宮内御侍清孝罷出て奪ひ取り尾州へ御供申織田
信秀小源太殿より送れ候信秀大に悦喜有て
竹千代君と八幡宮の社人加藤図書を頼け参せ
密社人を一同に　竹千代君の御事を大切に可被成
御渡其後図書へ使者を以て被仰遣御息男
竹千代殿の義八幡宮へ奪ひ取今社人数人田の
使人加藤図書と申者の方へ頼け密に御渡被成
使の者と云御心安く思へく御渡と云ふ仕
家臣の御入魂と云ふ相止水野下野守殿と仕
御一味に於て八　竹千代殿と八早速駿府へ送り可
近江の若狭義元同心無之に付て八　竹千代殿と八教善
中村近日其表へ出張被成一戦と相遂可申と云

廣忠公ゟ其使者を御家へ差出し有て御真小御返
答被成ハ今川家と手を入親の義ハ断ハ由申有て
義切れハ今又別心有義ハ只ひも寄ける義と
竹千代殿を御家越の赴兼り而ハ何分も信秀の心
ゟ任せ申ゟ最ゟ一子の愛ゟ如何ゟ弓矢の義理を
遠へ可申様ハ云くゟ重て申様の赴を以て使者を遣
ゟ於て八其使者を安祥城へ入置て八返事申間敷ゟ有ゟ御口上
ゟ其使者尾張へ入り廣忠公の御返答の赴不残申
達ゟれハ信秀殊の外ゟ感心ゟて早速熱田へ乗船と
発越　竹千代君の御変を源太郎ゟ聞ゟ一方ゟ
加藤図書を初め熱社人共ゟも社中渡河古屋の久松
作渡方へ再縁有て御母ゟの方へも熱田ゟ御入れ

竹千代君の御方へ向後ハ御音問を被通御安否を御
問有へく仕て御対面の義ハ遠て発駕ゟ下ゟの義ゟ有
御母ゟ御悦喜不斜ゟ有り以後ハ年頃久義竹殿久ゟ
ゟ有人の侍を交ゟ熱田へ発越　竹千代君の御
安否を御身御衣服ハ御菓子抹の物を御送り被
成ゟ有り其後天文十七年三月ゟ織田信秀ハ岡
崎の城を責取て軍勢を催し尾張を出勢
乃田駿府へも相望へゟれハ義元ハ廣忠公への加勢として雪
斎和尚を首将ゟして太朝法茶屋部の郎兵衛等を相
副へ千の人数を差別へ被差出其勢流小藤川ゟ渡ゟて岡
て織田信秀も安祥の城を出て矢矯川の下の瀬を渡り
上和田の船ゟ陣取ゟ下時廣忠公ゟも岡崎を御出有

て今川勢と一手に成なる彼の処に岡部丹波守
一戦と心掛け上和田表へ出て岡部丹波守信
廣も藤川表へ押寄せ一戦を遂へしと出る処に
両陣にらみす小豆坂に於て行逢て互に周章して軍伍を
乱す今川勢の中より朝比奈藤太郎進み出て一番に
鑓を合岡崎衆の中にくハ酒井雅楽頭正親進て織田
家の侍鳴海大学と対する尾刀勢不叶して引退て残る
今川得川両家の者共勝に乗て追打に織田三郎
四郎敗て見し進み来る敵に向ふを見て織田造酒允
下方左近岡田助蔵作左衛門久吉清
なと信廣と倶に踏留て力戦すれとも世に小豆坂の七
本鑓と申つたへすなり家に於て尾刀勢悉く小敗

て色〻勇を現ふに依て今川勢利を失ひ敗軍に及ふ
于時廣忠公の御人数も今川勢を侵け突て懸り北村
源之介林藤太郎なと如何の数十人討死を遂る今川
勢流に大敗軍に及ふ岡部丹波守兵衛武器を以て
備を立直し横鑓に突掛て尾刀勢を退崩し今川
方小倉倉〻介尾刀方の勇士鑓を組打に成せ
沙河の戦也〻〻信秀ハ安祥の城に信廣を残し置
尾刀へ帰陣なり其後又義元ハ安祥城を攻へしと
雪斎和尚ハ朝比奈備中と為を入へ尾刀の御先
岡崎の城へ打越へ廣忠公へ御同伴り処に家初ハ岡
の城を攻取其後安祥の城へ取掛り可然と有廣忠
公の思召に付先岡崎の城を取巻所に

城を拵へ信孝のハ去年蒲生河原の一戦より討死
国の城中ハ家来を以て守防の事なり
不及早速城を明渡し此方廣忠の御人数の中城
ハ高木小法師殿金川勢ハ一国ハ安祥の城を攻落
さるへきの赴き尾州へも相聞へ有安祥の城の援兵
として信孝より年年来ハ六千余の勢を相添信廣への
加勢ハ年々家も姫法を為さ安祥の城下迄こ押寄
て陣をとるれしも其欲甚雨のまされハ国衆勢年々
陣所へ押寄大勢こ攻入れハ尾州勢防ぎ戦ふ事有
なれ敗軍ハ多ふ其騒動の時節安祥の城へも押寄
二三の郡まて来ハ尾張勢もよく働とハ国衆方
本多平八郎 柳原藤兵衛 なく討死と遂る彼城兵衛

ハ戦ひ負外郭をハ打捨て九へ取籠り防ハ城将信
廣切腹せらるゝ又ハ降人と成る因人と成る二つ一つと
なれハ尾張より加勢年々の某城郭ハ在て和議
と入信廣と助命在く尾州へ退しるるハ敗国
ハ当亡まるゝせ
まつ〳〵すへさくなり廣忠公国衆より於ハ一應駿
府へ上城義元の沙汰雪斎和尚を初め其外郡将の面々
うて義元ハ日法苦労ハ後ハ上ハ駿府へ上達ハ
なく早速行給ハ二千代の義元ハ
竹千代君ハ駿国より国衆へ沙汰城後遂其後安祥の
城の国を解き信廣を尾州へ沙汰し法成時の元返り

竹千代君の沙汰事と
竹千代君の沙汰事と

より八大久保一党の所領に仰付なり　竹千代君の御変ハ
天文十六年より同十八年まで駿府の人質被遣ありしに
なり　今度岡崎へ御帰城のうれい付廣忠公
より大形なりす御帰城被成御家中大小の面々
目出度御変中に成り申度旨御祝儀申上
廣忠公より八先年今川義元へ御約束の有之甚
敷方より　竹千代君御帰城の義とても今川家の
御くの武功に依ての義なれハ旁以　竹千代君と其
通りなく御手柔ハ先年より思召を以駿府へ
可被遣と相定り御使ハ酒井雅楽頭天野三郎兵衛
平岩七之介同者十郎渥美右郎左衛門河部善九郎同
新四郎等七人と相極ル　跡次中御見送りなく

相撲ハ御家の御旅宿の別　廣忠公も御産の間の間とて
御見送り被成河部善九郎事ハ同日の内の着なれ
御道中御伽の為に有之候　竹千代君と御相撲
御供仕候ハ廣忠公御真ハ仕付なく守り備駿府へ
為入ハ義元不斜の悦喜にて宮ヶ崎と申所より新し
御屋形と造作被申付久嶋左衛と申今川家譜代の
侍と御分抱人より付諸支御不自由成義無御
御申付なり　天文十八年六月六日岡崎御城内於
廣忠公御逝去被成付義元ハ岡崎の御家老中と
駿府へ招て御申渡ハ　竹千代君御成長被成御自身
変と御取被成ハ岡崎の義ハ一命より義元より
取計ひて御中の間家老の面々御一家の所中なる者

家康と石奥〳〵在駿府なるべし　国衡の本丸二丸とハ
今川家の侍大将と組合小交りの在番なり　為
居伊賀守義弼村の用交より拙い役人中と成り付ケ
ニの孫〳〵居住なし　廣忠公在世の節定め法度仕置
のもの〳〵法事とゝゝひ其年の法動定合の義ハ毎
春より伊賀守駿府へ罷出真小可相遂旨申渡
向後の義ハ家ケ衛諸交申入用の義ゝ小国衡より
取賄ひ為〳〵有之付国衡の御城ハ為居伊賀守と
未〳〵の小役人計居残り其外の侍中の義ハ大身小身
共〳〵駿府へ引越罷有〳〵今川家の諸士と一同に軍
役等とも相勤ひ為〳〵有之付国衡御譜代の侍中
殊外迷惑被さし廣忠公の御早世と悔〳〵　竹千代君の

御成長被成と侍兼奉ゝ仮ゝ拙所に　竹千代君
漸御成長被遊御十三歳の御時始て御奥元と被
為在御名とも　松平次郎三郎元信と申奉り
弘治二年正月十六日義元の御取計を以御元服被遊
御名を藏人元康と御改被成義元の御姪
刑部大輔親永の御息女と以て御婚姻等も相調
国衡御譜代の侍中七人打寄て仮ひ奉り
一　永禄元年の春三河寺部の城を鈴木日向守今川家と
組紀尾川織田上総介信長の旗下と義成申　元康公
御手勢計を以て攻撃り〳〵さの為義元より節々れて
元康公の御交ハ南年御十七歳にて御初陣の義なれハ
石川御悦喜被遊御家中京の義もいつ〳〵御成長

佐遊初ての御陣にて有て上下たふ悦雀こゝく
寺部の城へ押寄外曲輪を焼拂鈴木の家人百余人と
御討取有て御敵陣敗れ義元も怪長有て御
初陣の祝儀の中にて御左刀一腰進ず被申候と
一同年　元康公義元に対し作談廣瀬摩毋梅坪伊保
等城へ御馬を向られ攻撃せ給ふ
一同年　元康公石ケ瀬へ御敵向成水野下野守信元
と共に御一戰あり渡辺半蔵御同道にて於て軍功
有よ付て御感の御書を蒙りたり
一永禄二年三月駿河より於て元康公御誕生有今
年　元康公岡崎の御城へ御敵成御成長に後初て
御領知所に御見分佐遊鳥居伊賀守御城内の御館

に宿泊御賞に入る則鳥目を給はりけて堂さ内よ
猿屋ゟ御賞佐遊駿府の商家に於て鳥目と猿屋
に八猿さ内に猿屋ゟ猿屋に八御成子細
なく御帰りに付伊賀守に八当分御の鳥目と
猿屋に八御の猿に猿屋にて右若ひ子の当分の鳥目
と猿さ内に猿屋にて八繋縄半く打ひ付此堂内に
猿屋に金銀の宝蔵に有八内論の家に八御軍
用の物に八鳥目に御なる義に付牧年四歳にて
貯へ置く佐遊に八殊外なる御感の由申伝へ
沙命の旨
一同年　元康公に八再ひ寺部梅坪廣瀬摩毋伊保等の
城へ御働き義所の迫合毎に御勝利と云る得駿府

御敵義元へハ義元弥の外其御働を感賞浅からぬ
其後義元ハ駿遠参三ヶ国を手に入れ甲斐の武田
信玄と和順あり其上相模小田原の北条氏康も和を乞
て子息助五郎と申せしを駿府へ縁人よりなれ隣近
国の諸城主皆以今川家へ通ひなひらかぬく有之
義元ハ矢を取ほこりなれ渡ハ尾州の織田信長を押
倒して京都へ攻上らんとの心根なりなり去る程に
其年霜月の初へ有て大高星崎の両城を攻取り大高の
城ハ妹聟鵜殿長持を籠置渡後備以尾張へのき
遣ひのため大高の城へ兵粮を丈夫に籠置なの数人
織田家へも其心得を以大高近所鷲津丸根の両城へ
人数を籠置大高の城へ兵粮を入るゝと見ハ早速

則と立へ〳〵其則の旨を用付次第寺部梅坪の両城
を初め其外の城兵を小早速鷲津丸根へ加勢可致旨
信長より兼て節付被兵粮を入れ義元不審成大高
城中兵粮乏く成那義元の名駿府へ注進致す　元康
公の御武器を以大高城中へ兵粮を御入させ給ふ
依元よりの根本有御心得義元名御返答義元ハ御
家中与天功者の面〻根株して今度大高の城へ兵
粮入〻有ハ以の外なる御大変と云其子細ハ織田家も
兼て其心根を彼大高近邊ハ数ヶ所の城をひらへ相当
約束を定立て兵粮入と申ける御心得なれハ此何の也表ハ
少へ之迄方の御手中ハ此何の也表御手中と云へた
元康公御兼引不被遊して江御ハ今度大高兵粮

入の義ハ分てハ他の異見を聞ハ不及我等の一存ハ任せ
立置て発南の義を不可申の旨被仰付御用
為の御番衆ハ御備を二手ハ武蔵御先ハ松平右馬助
酒井左衛門尉ハ左衛門尉四千余の御人数の義ハ三河の
鷲津丸根の両城ハ奈越遠州奥方の寺部の城へ敵
攻懸り候仰付　元康公ハ御旗本衆合余の御人数ハ
兵粮小荷駄千貫百足を以大高の城ヶ丸ヶ町江外ハ
御松へ武蔵勢ハ御先手の勢ハ御下知の如く寺部の
城へ押寄大勢を以攻入候ハ城内の者共ハ思ひ寄ざる義
なれハ上を下へと西へ潮干ハ引潮ハ満ハ
九日巳の刻計の義なれハ敵味方の見さうひかく同士討
を防ぎ大ふ驚動す御味方の勢ハ一の木戸を押
破りて大とうけ早速勢を引揚真ハ梅ヶ坪の城へ入ル
二ヶ所の丸を押入大とうけて責戦ハ両城の大の手を見て
鷲津丸根の両城ハ籠り居る仏尾近江岡源次郎
大学助大ふ肝を潰し取物も取あへず寺部梅坪
の両城へ加勢ハ引　元康公ハ兼て両城ハ怠の者を
付置れ候ハ早速御注進ハ大高の城の小口へ小荷駄を引付四五の俵ハ
兵粮を御入ハ也武蔵ハ鷲津丸根の城中ハ先を
見ハ大ふ人数の者共ハ寺部梅坪へ加勢ハ引揚ハ
老弱の輩計残り居たる義なれハ力及ハす兵用ハ御先
手の三頭も人数を引揚真ハ　元康公御覧ハされ候
中ハ相働ハ骨を折たる者共なれハ御先へ召連引取へ

仰ありしかハ二頭の間こゝ兼りいやしくも仕るハ先御
旗本の御人数と御同取遂御最ゝ上ってうられハ
元亀元年ふかき御腹立遂物しして當城兵粮入の義を付て
ハ他の義見よ不及申御出陣不空く仕出ると大念仕る
やうの仰ありて其上ハ兎角ふふ及二頭の衆御先立て御人数
を引取沼津御馬を入させられ此ことくなり先と世とて来り
及ひ大高の兵粮入として御名代の一ヶ筆ゝ御鋼ふり
備義元ハ弥尾別へ取掛り織田信長ゝ一戦と遂へし
との義ゝ有永禄三年六月　元亀元年ゝ駿河勢ゝ先
立て九根の城へ御人数を向られ痛く攻させ申ふ城城
將仰久間大学義も家と東ゝ沼ゝ戦ふとゝ云へた御休
方の活勢ゝも敵誠せ仕ふ城と案ゝ城侍大学

仕と御対敵ありしれ六月十七日の晩方ゝ引り義元よりの
書簡ゝ依て大高の城ゝ兵粮ゝ入籠て
義元の着陣と御待受成所ゝ翌十九日の未ゝ駿河
勢と仕て鷲津の城と取囲ゝ攻撃ゝ依て城將佐久
近江織田玄蕃允と云へた今川家の与勢と仕ゝ
ふ城と責落す依て義元の軍大ゝ成と振ひ猛て
三河ゝ引ふ近辺の里民等酒肴と捧け勝軍の義を
賀と義元悦喜有ゝ精卒と招き集めて酒宴ゝ及れ
ける其池ゝ何ひ織田信長三千余の与勢と率し
笠寺の東なる間道と強ゝ善題寺迄より敵と二手ゝ
分ヶ旗と巻長道奥と横たへ義元陣所の後なる山迄
繰り返の躰と何ゝ知れすゝ雲霧りゝ掩ひ霧深く

志て前後と見分さうに依て義元歌の繁ひ為る度と不知干時信長一度小旗を振て鬨の声を発し義元の本陣と同様に突掛る今川勢ハ思ひ掛なく義元ハ大ふ周章す紛れた義元ハ帷幕の内の座を不退近習の士と下知して戦ひ防ぐ干時信長の従士服部小平太迫て来り錦を以て義元を突義元大刀を抜て小平太ゝ膝の節を負する所へ毛利新助服部を助て彼小義元を討て其首を挙ゲ大将流れ討死の上ハ駿河の兵士殊更小敗し信長軍勢勝小来て先を追討今川家の家士三浦左馬之助朴藤掃部廣原右近丈等を初め二千五百余人を討取其節　元亨二年ハ大高の城小河庭城々小水野下野守信元家人浜井山々

助を保て江戸越ゆるハ今川義元ハ桶狭間に於て信長の為小命を捨こゝる依て今川家持の城この義ハ悉く明退ハ紛れ其外ハ未タ大高城中小逗留ありこの中兼て依為る岡崎の城へ駿府最ゝ日比ハ不下通依へ共親族のこゝを以て若知せひこゝ信長小河家中元の義ハ下野守殿小河庭の起ゝ任せこゝ早ゝ小河逃義可致旨ひこゝ小河練り中こゝ立入ゝ　元亨二年ハ小河同入道こゝ仕作出ハ元信元ゝ秋等義ハ伯父甥の同柄こゝハ云ゝ小河ハ織田家へ通為の義ハ紛れ紛れハ渠こゝ秋と称へ為小練討もこゝ郎ゝ洲義信元ゝ練こゝ実義ゝ那こゝ小尚城を明渡ゝ於てハ武門の恥辱天下の指笑ゝ為ゝ一の同使者の浜井を擒小

方へ先を留置候様に味方の者を用候て三河へ勢を入
申候と仰かけて夫迄ハ義元と御待請のため本丸をハ
御明置二之丸と御屋敷ばかりを俄に拵り仕成
御家中方へ持口をも仕仰付候偏に御籠城の御覚悟に
相見へ候ハ其節中国衆の御留守居鳥居伊賀守方
より義元討死の次第を具に言上ありし三浦上野介殿
方へ義元討死の次第を注進ありしに義元桶狭間へ
てハ有無成り申上ると有沙汰ハ有仰付て大高の城と御
主義成井戸と申所を通国衆へ御馬を
入られ御通すると一揆起りしへ共御先衆を
掛ひ池鯉鮒の駅を御着遊ばされ苅屋の城より水野
信元家来を罷出一揆の勢に交り御敵対相防ぎ候ハ

ば井馬を乗抜く水野下野守使者浅井六郎と申
者小姓一揆を手さしてと有仕候故御澤りなくを欲
大樹寺を御引退義成望け三日国衆へ御敵城遊ばされ
今川家より在番に罷有し者共義元御敵城と相待居
御敵中上駿府へ罷敵候節　元康公ハ三浦筑前殿と
右の頸分の内くを御示遊ばし仕氏真の方へ被仰遣
ばハ義元桶狭間の後驚入御尋ねの為に使者
遣油断の所へ不意に取掛り被られ候ハ味方勝利致
ひ申へく候ハ仕時も早く出勢あるを吊合戦相遂ると
申ハ仕に於ても御一左右次第手柄を出勢致し
一戦の上信長を討果し義元の遺骸に備へ可申旨
氏真を始め家老の面くへも仕遣し御使者

合ひ〻ようの組れた氏真の義元ハ義元討死の後十方と
失ひ吊合戦なく〻有心掛りてハ無之ハ　元康公ハ
早速御陣鐘と共成岡崎と御出勢遂信長持の拳
丹梅坪の西城へ御取掛り御曲輪を御攻ちし放火成
御引取後駿府へ御使者を被遣義元の吊合戦の義
御使被成へた氏真を始め家老の面〻たふ一国同心
無之ひ〻すゝ義元の追善いつるみの介ハ無之也御用
心遂　元康公ハ大敗なるすゝ御不具遂ようハ氏真へ
御攻ひ〻く御一旗と成て岡崎廣瀬の
城主三宅右衛門尉方へ御取掛成御一戦ゝ及ぶ
御先手の衆御勝利を失ひ御下ハと御覧遂御旗
本をすゝめゝも御一戦と遂ハ敵兵多ふ敗走仕ん

ゝ有ようの真ふ皆掛の城へ御取掛成城下の民屋を
悉く放火成御勢を可被入〻有〻所ふ信長より
當城ふ籠城れ織田玄蕃允城ゝ寄て出御陣を募
ひへた大久保新八郎様御使ゝ御勢と入られと
ゝ成又岡崎を御出勢成水野信元持の苅屋
の城外十八町〻ヶ所ふ於て苅屋勢〻御一戦を遂
られ敵ふ敵味方たふ日没和ゝもてる同柄の義ふれ
互ふ和合力戦と一励〻　双方相引ふ成〻　元康公ハ
岡崎へ御馬を被入ひ〻ようの今川家の義ハ義元死去の
以後十方ふ暮れ有〻ゝ云へた　元康公ハ義元存生の
節ふ作合ひ筋目と好もゝ御遂へ有ふ遂惟御一旗と成
て信長持の城ゝへ御取掛遂今川家〻御一味の

色を沖之浜城に後沖奇特千万成沖大将として織
田家に於ても感しく入義奉らしとう同年又国侍を
沖出勢遣水野信元と石ヶ瀬に於て沖一戦の刻
御家中に於ても鳥居四郎左衛門大原左近衛門夫田
作十郎高木九助覚平等なと別て軍功有之
之り来り聞とかく沖出勢成寄郡岩舟の両城を
沖攻撃遣其後又三河山中鷲王山の砦を沖責被
遣刻久松作渡守俊勝初て沖味方に被参先登を
進んて城へ乗入らんとすりを城兵鉄砲を以俊勝異之の
絆喉を突久松其鎗の柄を切折て終に城へ乗入を
大を放て城屋を焼立る依之城終に落るより長
沢の鳥屋の城を沖取巻成城外の民家を放大

一被仰付沖馬を入られいとなり
一永禄四年二月七日石ヶ瀬へ沖馬を出る水野信元
無て沖一戦沖家中より於ても石川伯耆守数正高木
善四郎本多彦次上村孫兵衛上村孫右衛門松井左近等別て軍
功あり同年又沖勢を出広瀬伊保等の城を沖
攻之也成節松平大炊助好景へ出仰付中嶋の城
を沖攻之也成然に城主板倉淳正防之戦に及不
叶して城を明退き国の城に横死之然に　元康公
沖自分国の城へ沖向へ成て板倉入城成
明て東三河へ道を示に依て沖馬を入させらる
一今年織田信長　元康公の沖武器を感し水野下野
守信元を中媒として交和の義を沖申越　元康公も

まうり和睦く成元の吊合戦の義と氏真へ御使仕
成り人を同心せず其上義元以来勤め来る方々家老
たの中義とハ信用せず三浦備前守右筆なりつ
けるのと諸事の御扶持小減されに付今川家の古法ハ
悉く大果敗もたらぬ新法計り小五成剥へ氏真
不行届御法を濫り出駿府之郭内小消亡れに向ふ方
より御国内小逆らと以て遂一御存知成今川家滅
亡の時節到来也如今沼津と思ひ計法成行しも
信長より御和睦の義と申御同心ハ出思ひ以て
先御縁者の義なりと以て水野信元と申御和睦成
其後信長も御和睦遂ひとなり今川氏真を同
大小援主なり国侍へ使者と成其許ハ連年の約

と変られ織田家く和睦なりまた上ハ駿府小法度並御内
室御息男たち小縁家中対近日多勢と使ひ其表へ
成可申ての義なりと以て国侍家老中方寄れ族の
上洛申上起ち御　元亀二氏真の使者と法ハ御真小
御返答被仰遣ハ手和義親廣忠代より以来義元
の厚恩小御て当城小安堵の義偏小今川家の助成と存
ら小対今以て何も毛と不忘恩佐尾張の義ハ濃国の義
なれハ当分和平の御ち那ちハ軍業の功成難きと以て
御り深て和睦すまて其の義と真実の和平小非ら者
於く氏真へ可申遣旨仕仰合ひ其使者罷帰て委
細と申れハ去り氏真の新ひ相出ひとなり
一同年八月今川家の侍糟谷義兵衛小原藤右衛門なと

ト者共二郎長沢の城ハ横瀬ニて近郷を侵し掠むる由
元亨元年四月廿日向守家成松平勘四郎信一
両人ハ江州作谷長沢の城を攻落さんとせしに
能く防戦して城漏り難き為ト云ふ外　元亨元年国清
と申ハ勝沢遠長沢の城へ押寄て攻戦ふ
処に城将小原藤四郎自刃実て合戦ハ互に渡辺
半蔵茂四郎と鎗を組て則首を取ると雖も終に清支
と付を退き結ふ依て押勝利国清へ押寄を入る
一永禄六年今川氏真松平長照と共に二郎西の郡の城を
攻しに　元亨元年久松俊勝松平右近将監次郎人ハ江州作谷
西の郡の城を押寄て城中の虚を伺ひ知て
久松と相戦ふ大ハ小城中へ攻入られハ松平清く来を迎
和を乞て城を明渡ふ駿州へ帰ふんと清ふ忠次同心して
先を免ニ依て城を明渡ふ帰ふ忠次伏兵を構
へ立て松平ハ二人の子を生捕て国清へ渡ふ外　元亨元
年武田信玄今川氏真を攻て　元亨元の織田家と押
一味有と憤り押寄て押懸ふ忠勝を新蔵殿と為大
軍を催し国清表へ発向して手切の戦を遂へしと
依て信川伯耆守故正忠ハ駿府へ相越押寄の親父
関口刑部大輔と相戦ふ今度押寄て押懸ふ忠勝の義
と云相違国清へ出ふ於ハ松平ハ二子と引分
可渡為先と申松平ハ二子とも今川家の親族其
氏真相違長照と異議ニ依て早速同心有く引渡
度旨申ふ依て駿府へ帰り押寄て二郎君ハ

国衙へ押寄せ遂其後　元康公八織田家と御一味
遂て氏真腰を不浅国口刑部左衛門を殺害致し
九月十一日の夜ふ入て氏真兵を率し西の郡弾正左
衛門正勝ら城を攻撃正勝も防ぎ嫡子元正戦死す
次男孫九郎父子力を合て能防戦を遂ると雖て城を持
こたへの旨国衙へ注進申ら有御人数を以長谷正勝
を助力として益力戦を励し終ふ今川勢を迫拂ふも
今川家と御当家と御手切の始一戦也

一同月廿九日　元康公御勢を以幸二郎水牛窪作胴八
幡の郡と布施寺ふ於て御一戦の外御先手酒井忠次
御ら利を失ひ侍士十八人討死を遂る依て欲兵勝ら
家て競為ら時ふ渡辺半蔵十数ヶ所ひ疵を蒙り其間ふ
三度八馬より下りて鎗を合す渡辺ら鎗ふ鑓ふ
八中ひとなり手時　元康公御自分欲ふ御向ひ渡成
仕て有御旗本の面々別して力戦して欲を抜る近藤傳
次郎敵方の首将松倉弾正を討て其首を得ら

一永禄六年正月十六日　元康公国衙の城を御攻渡
山中ふ御陣を囲ひ一日牛窪の城へ御働ら渡成渡辺
半蔵牛へ御十六歳ふて牧野ら同武篇の侍牧野家次
御ふ鎗を合すると牧野ら家来稲垣平右衛門と中者
牧野ら見見を加へ酒井雅楽門仙門日向守を相隠者
御ふ牧野右馬之允酒井雅楽門討ら奪ふ成て御帰代
庶ふ為まふ御奉公ふて行る渡御陣之八御馬印
厳離穢土の小旗と御拵せ渡成ら牧野ら金の扇見

事上有之て御祈願を為成かたり御馬印と為成ハ
ゝ〻ゝ仕候

一同年織田信長の息女を以て　三郎殿に嫁せらるへきの
旨御契約有同年　元亀元年ハ関東と御出馬あり
甲斐の武田信玄小坂井表に於て御一戦渡邊郡に義輝屋
敷を元亀と部〻館と名せり御味方の諸衆ひ
嘗き有りと見て歌兵競て進み来る時に松平久四郎鉄
炮を以て之を防く彼り彼小牛岩七郎親長兵を率て
進り戦ふに係て歌兵甲斐の城へ退き入

一同年九月　元亀元年藤十郎に作付を命ぜ
本の辺に砦を構へさせられ別人夫の兵粮不足なる故に
同郡上宮寺領の米を押取く菅沼の館へ運ひ入と

著精人等の依料ます干時上宮寺の信徒等大に怒て
國中の一宗を招き集て評議〻る八開山上人宗
當國二寺の我八各別の法を以て守護不入の地と定
玉ふ然今度菅沼の所行恒道の如り且八宗門の秘事
なれ八其通なれ八兵粮を奪ふ者根源一宗にして即寺社衆
の為寺と称る諸寺の密僧共寄り甲冑兵杖を帯
し不宜に菅沼の館に押入の間菅沼の家人等かく出合
ふと防ふ〻を密僧等大勢乱入して終に仲の兵粮を
奪ひ取て上宮寺へ籠ひ取す菅沼方に為に帰りて沒
中を酒井雅楽頭へ申達る者正親寺次郎と申る
る依て　元亀元年八月朕を不斜して雅楽頭に命也
ら上宮寺門の密僧の浪人を信徒を斬罪に彼

伊賀伊勢の国中の一向宗の信徒等に仰せ付られ候
旨を憤て一戦を企今川氏真へ意を通ずる国侍と称ひ
兵を揚んとす伊賀家中遠代元の中より宗門信仰の
輩ハ一揆の方へ荷成伊勢対戸族も有之ものなり
らす長良の義照伊勢対戸妹聟の蒲川甲斐守も
義照に同意あり之れ櫻井の松平監物上野の酒井将
監大草の松平七郎右衛門も一揆に組し其外の伊賀代
侍衆宗門方へ与して郡寺作と称の寺院に横領伊勢対
中聟九二百人余に及ひ其他も横領者ハ今川
氏真へ属し之品上の郷の城を取籠り名と同国
竹谷の城主松平備後守清善義ハ藤右衛門と同胞兄弟
なり云へ共日比遠一の伊賀方に依て早速行賞
兵を発し上の郷の城を攻撃終に初日より清善勝利を
得て城兵七十余人を討取次の日より一戦に利を失ひ
寄手作事討死多く国侍へ相図へ引れハ　元康公早速
伊賀郡設成各面々に伊賀甲賀の忠の兵を以て上
の郷の城を繋かしめ給ふに依て城将松平右衛門
藤助を始め城兵多く討死して城郭に籠ふ依て
長篠へ伊賀を入させらる
一今年の秋伊賀家字を伊政藤　家康公へ申奉るなり
一同年十月廿六日針谷の逆徒等上和田の城を攻る由長篠へ
注進有り則伊賀郡遠上和田者小河進藤蔵人
上村左衛門一揆方の勇兵輝度半之丞と鎗を合せ相
戦ひ輝度少疲り殺に水野藤十郎忠重親と駆て輝度

を聞ふ蜂屋部之屋敷に敵ふ手時　家康公
屋敷を御接の御内の蜂屋の御内ひ蔵人をして
蜂屋部屋れ者りて敗走仕り候扨年令助進て先を討
ん手蜂屋ゑ取て屋敷
家康公の御受人御を出られ
ゑ様れ毛筆を何と思ふへきそして鎗を以て令助と迫
令助ふ令助を突倒し　蜂屋家臣く首を取んとす
家康公御覧ふ遊又蜂屋ゑ御内り蔵り人ハ蜂屋令助を
捨て逃去る度一揆退敗有御馬を入させる
一同年又岡崎を御出勢遊大久保一蔵ゑ針崎の
一揆を拒さ様ふ様ふ作有御内自為ハ小豆坂ふ出り也
動ふ様ふ一揆の兵岡大年ゑり勢を引て帰り云ふ御味方
の先勢浜中ゑ行逢一戦ゑ及ひ一揆勢之中作物基
家康を始め奉を御内ゑ御勝利ゑ仕ふ岡崎御内
帰陣ふ遊ゑり
一永禄七年正月逆流の輩ゑ小豆坂ゑ於て御一戦の刑
逆流方よりの鉄炮御馬の手場ゑ中ゑ立入た御恙
ゑ家康公御勝之後遊歌軍の中へ御馬を
ふ家入ふ為て逆流等を追て敗山仕ふり岡月十一日
針崎野寺の城後等上和田の砦ゑ岡の城へ為流を
付大久保一蔵ゑを拒く城代大久保忠勝岡七郎
右衛門人ふ疵を蒙り　鈴塚先祖の名逆進ゑ作者
則御馬を以ふ共命逆流方の鉄炮御鎗ふ中ゑ立入た
御恙ゑ　渉河中根喜蔵逆後方渡迫半蔵と鑓を合せ
ふ小鑓を於ゑ方打ふ成勝負不受河ふ移度十御家渡迫

を討んと立り奔れば半義の父源迫深の家の中義と
搦ひ来て終に搦取を討取御り給ふ川澄太郎源太
義門に討て掛り源太義の八川澄に不取合
家臣と同掛寄て家の掛りの処猶の内敵寄
り上て源太義の両股を射貫くに依て即座に倒れ
其子主従して終に死を主君の汚名に伯父と射の名
御威賞あり旅人も参らるること家に逆徒の中に其日
治部右衛門義八其外の武功も有て親族多き者なり
已り知行所の内に在浦城の如くなる要害を構へ其内に
住居仕り近辺に近に依て松平主殿助と迫合戦有り終に
或時主殿助を撃て卒に不意に押掛け来て打破り
大勝に押入られ其日大きに周章して守防の手段と

大ひ妻子と共に逃去義の内へ取籠ると主殿人数を
繰出取囲み其疑を図御へ御注進申上御下知次第と
其日を成敗可仕と相窺ひ居
家臣に御少藤迫主
殿助御忠節の段御感遊仰其日義太義の内へ
迫入罪有りと雖も義に有八義の内の鳥と敵すも同家
の外なれ八主殿助命令し先金を取て出られ八
主殿義に縁れ始め一向討敵して高上可致と仰り且
御意悲哀て仕せ与なり八拙者共に御殺免に有上八
先此小不及して人数を引取られ八其日義の内より罪
無御の方と伏拝と備に新り御御御御人と深小
奉存御歌対中上て悔しさ中て涙と流し其
日より宗門の如しして持仏堂へ参りて八南無小阿弥

何年屋形の御用ゝ立て相果て御寺ゝ有之御
作ゝと云ふ事ゝ申ゝ伝ふ共金願の通遂別
味方原御一戦の刑御身代ゝ不届も同家の御寺云
と申上其儀ゝ於て討死を遂ゝ云ふ備又一揆御強
の取持小拙ゝ有ゝ間ゝ拙ゝ成ゝ申ゝ其家初八蜂屋
半之丞ゝ云ふ細八半之丞義大久保治兵衛ゝ同新八郎
右人ゝ出合て申ゝ拙ゝ対ゝ有ゝ間ゝ事ゝ於て
何と云ふ敵様ゝ対ゝ有ゝ恨も無ゝ拙ゝ元八苦沢ゝ
拙者ゝの没方其ゝ御家先滝井殿の行義ゝ有節対
拙ゝ有ゝ義ゝ有ゝ度ゝ拙ゝて御遺代の御之人ゝ対ゝ逆
心者の名ゝ蒙ゝ義今更後悔千万ゝ申ゝ何ゝ
可罪成義ゝ有ゝ拙ゝ云ふ針御野寺の六ヶ寺ゝ小沢
の如く御建立遂今度御敵対申ゝ面ゝ義ゝ何
度ゝ何ゝも御先遂ゝ拙ゝ行ゝ有ゝ度ゝ申ゝ何
遂ゝ申ゝ拙ゝ八節ゝ関ゝ赴キ初ゝ人ゝ拙ゝ何角ゝ願
ひ度ゝ有ゝ云ひ八中ゝ御同面可有ゝ不ゝ存ゝ人ゝ
先兼ゝ赴ゝ八関後渡ゝ足ゝ申ゝ者人同御の
御城ゝ罪上ゝ輝屋ゝ申ゝ御同ゝ達ゝ拙大神御合
ゝ遂ゝ人ゝ六ヶ寺ゝ其後建立義ゝ八御同心不仕
遂六ヶ寺ゝ小拙御義悪く掃地ゝ遂無ゝ逆流の
中小於ても其罪の軽重ゝ御正ゝ有ゝ為ゝ御法
可仕遂ゝの御ゝ有者人も発角の義ゝ申ゝ不罪成
角ゝ大久保治兵ゝ人ゝ一所ゝ御家ゝ罪ゝ傍ゝ罪
有ゝ右の御ゝ兼ゝ御前ゝ進ゝ云ふ六ヶ寺の赴も

御先代ハ以ての外の時明兼可申い
召捕那兵願ひ申通ニ今寺とも先御建立遊ばす
御歌對申上る者たの義も其罪の軽重ハ
一同ハ御免遊ばされ度と御調有て何時も多く歌
國へ御發向遊ばされ御手の廣り様ハ遊ばされ
御手ニ入廣り様ハ何様も遊ばされ度と拙者
義此間の驚動ハ親族たる修多羅流の奴原ハ討ち其
意恨ハ[illegible]すと云へたる歌様の御内ハ猶可申様も
此様ニ申上ると御同座遊ばされ其方先人の思ひ考て
申義と御同心遊ばされ召出ハ何様ハ可成
様ニ申方たる様ひ申ハ様ハ御作者事平海道く
長延と仕候ハ御歌對申上る侍中者と申して

悦合ひと御作者ハ古良度義川度義も唐城と申降参
あり之ハ御敵免不遊ばされ上方へ登り之ハ
良度ハ江州の御作者ハ未兼様と頼おり申上る芥川ハ
於て討死仕候ひと荒川度義ハ御妹聟と申
度義ハ逃ぬれハ御免ハ御作者ハ河内の國
て病死仕候ひと上野の城主酒井將監度義ハ其方
御家の一先職ニ有る甲斐もなく一揆と同ニ御
歌對仕ハ付別て御深く御作者ハ何事
為有今川氏真を頼て駿府へ罪紙御親族の中ハ
松平豊物度守と御敵免仕御作者ハ之其後今度
御歌對申上る侍中の内ハ多の内百人御作者
國衆の御城へ召捕一同ハ御同見仕御作者其節

御真小社御開ハハ今度其方共義ニ付寺の荷擔被
御歎對申候不屈の段小法ニハ候共御思量被
遊御覽遊ハ人間ハ高さも賤も沙色ハ彼の前りふ
ゑ共本世ニ有ハ永ゝ義と彼れハ我等義と彼の主人
ゝ思ひ沙汰迄の事の変をハ永ゝ世の主人と彼のふ付ハ
宗門の義と大切と彼も一理有ゝ義ゝ沙思ひ付ハ教光
義下ニ於ハ毛頭も御心ふ留ハ申ゝ
義も今度歎對の義をハ打忘れ以来の心ふ主脇りかる
滿心なく御奉公の相勤ゝ
一味行ふ者ゝの者共も申聞世何ゝも被安堵ふ
仕ふ被仰渡ゝれハ安堵ふ
感涙ふ堪ず御礼を申上ゝ

右被仰渡義ハ其時代の義を書たる書物の中ニ
ゝハ見當り不申ハ永井日向守殿ゝ和者ゝ
附合ゝ仁の物語ゝ聞員ゝ有て浅野内情
ゝ義ハ雜談ゝ有ゝ共ハ有實義ゝ可有ハ
やゝ存書載申ゝ

一同年六月関術と御ハ馬藤野田牛窪の両城を攻
落せ玉ひ其ふ真ふ武田の塚ハ御取懸遊ハ小城将
小原肥前塚ハ御ハ後して沼ゝ
堀を引揚られ御陣ゝ

一同年武田の城ふ橋能小原肥前と接の所今川氏真
一万余騎と率て二月ニ駿ゝ
武田ゝ氏真ハ五
千余の勢と取ゝ
ゝ百助ゝ守る所の一の宮の砦と

千計の人数を以て作禰八幡と神と称る百姓其赴を
国衙へ申達す　家康公ハ三千計の御人数を以て一の
宮へ御出馬あり今川家に於ても直て国衙より
加勢有へきとの旨を以て武田信虎へ二千計の勢を相
添押への為差遣られた御行軍の模様なりと見て
喰留なる度不罷成ハ信虎の備近く迫る迄と御押
通り決成一の宮の端近く御押寄成と見て駿河
勢敗ふ度不申して則国衙を解き牛窪の方へ引退く
外よ嫡孫百助城中より家康公今川勢を追ひ付
家康公ハ度々一の宮の城へ御馬を入るる家康
於て今川家の相続ハ　家康公御子勢と城兵以
今世に忘れ難き小勢の敵かれハ味方の勢多を

今世明朝早天より城を取巻居候勢とハ一騎一人なり
た生て八幡一ひろ有て其用意なり御名乗
家康公ハ御湯漬なり法師二一の宮の城と御出馬被
遊候中ハ御門敵決成ひ有今川家の評議定て籠成
ひ〻と成と世上ハ於て一の宮の御後詰と申て
家康公の為成御参と敵対法なり
一同年六月小原肥前守国の城を御高家へ明渡し中ハ依て
者河国一国ハ御手ハ入御領知と被成なり
一永禄九年十二月廿九日従五位下ハ御昇進法成御名を
三河守藤と申なりひ〻なり
一同十年六月三郎君へ信長の御息女御入輿有て
一同十一年三月堀川宗津山の城を御渡し申ハ

一同月二股久野の城を攻落し申す

一同年十二月井の谷の城を攻落し申候に刑部

の城と落し申す

一同十二年正月北条氏康氏政父子四万余の勢を率

今川氏真を援うして駿河を奪ひ大軍の義なれハ

薩埵山ハ幡牛へ取続きて陣を張る武田信玄ハ山縣

三郎兵衛を駿府の城に籠置自身ハ一万八千余の勢を

以て興津河原に陣し北条父子ハ駿津に于時

家康公ハ掛川表へ出馬遠州天王山に御陣を張り居

今川氏真掛川城に立籠り久野一家の者共方へ使を送り我

家康に敵対さの同意方一家の者共申合せ居る旨

井関伊勢の湊を築へしと申越す久野一家の

者共意を合し氏真公御命令に依て宗徒同心

家康公を退治ふ氏真の勢ハ未だ見ぬ者ハ不知して

家康公の御陣へ押寄る右宗徒の者共に依て第一

御存命の武勇ハ大須賀大久保本多水野松平康重

同家忠の軍兵を伏せ入て待清一度に起て突掛れハ氏真

の勢忽敗走す其節中より真に敵川の堀へ御取掛攻

撃申ひて城兵数多御討取遂成之り見付の城へ

御馬を拍る

一同年二月御馬を沓谷出掛川の城を攻撃申ふ城兵朝

法寺備中二浦監物拒て戦ふと云へ共勝利を不得遂

氏真ハ猶小倉内蔵介ニ被命向後氏真ニ御和睦有て
北条氏康ニ被仰合信玄ヲ亡されて駿府の城を取返し
氏真を再ひ駿河の守護ニなし給ふへきとの御
事ニ及ひ其趣を氏真へ申達るニ依て氏真得心有り
小倉御陣中へ参上して誓約を成し終ニ御交和の
義相調ひ氏真ハ掛川の城を　家康公へ渡し置て相州
小田原へ被相越ニ付石川日向守をして掛川の城を守らし
めらる　同年北条氏康薩埵山ニ陣して武田信玄と
相戦ふ　家康公ニも御出馬被遊山縣三郎兵衛か
相籠る駿府の城を被攻させ可被成と有之所ニ山縣
城を守る事不叶して明退く信玄も北条徳川の勢を
前後ニ請ては合戦勝利有間敷との意見を以て甲斐
甲府へ帰陣有り依之氏真再ひ駿府の城へ立帰る
先鋒ニ　家康公の御勢も有て悦ひ深かりし
然れとも城内の家屋兵火ニ焼失して居住成難きニ依
て当分ハ互勝戸倉の城へ移り居て普請の出来を待れ
しとなり

一同年六月　家康公御出馬被遊遠州犬居の城を被攻
被遊所ニ城主山内山城守陣を捨行方しれす其より直ニ
縄田の城へ被為押寄城主山内大和守を始め城兵
不残御攻殺し被成御馬を被為入しとなり

落穂集巻之一終

天保二壬辰年冬十一月二十七日写之

中村　直道

藩穂集巻之二

一元亀元年正月遠州浜松の御城御要害出来有御引移遠国衆の御城とハ信長公へ御懐遠

一同年春織田信長越前の守護朝倉義景と責戦ん為　家康公へ御加勢の義を仰越有御同心仕遠国

三月浜松より御出勢遠信長と同く越前の国手筒山の城と御攻落城仕候ハ国令ゝ衆の城を御攻落

之越前小谷の城を御攻落備和守迷心仕

中旨進有之信長公へ小谷ひて金ケ崎の城を

巻ほくゝ江州へ帰陣の刻一陣ハ信長二陣ハ

家康公殿りの備ハ木下藤吉郎秀吉と定め御仕

引入漸く若州の境ひ入る法朝倉方多勢迫来りて

秀吉の勢小牧に付て一戦くわふ秀吉不勝ならず係く
既に戦ひ尤くわふ家康公御勢を退くれ
作て秀吉の勢御加り御一戦の刻御自身御馬先を
初めとせられ朝倉勢と御合戦遊御家中の面々
力戦を励まる係く朝倉勢退散と成す信長ハ相
木谷へ掛りて善をく敗陣なり色を金ヶ崎の御退
口にて其時代より大なる御苦家の御参をし
御活躍なり
右金ヶ崎表より信長御門退れ節の次第一説有
之或時　家康公信長御おとゝへ御見廻ひ遊御対面節
未殿へ壱人一人出給ひと何人やらん四五人有之歟
然る信長卿御申ハ　家康公ハ未ダ御知有

られあの仁ハ朽木弾正にして世上の人の評し難
為ると云説と云説一説ハ仁ハ八百人二好
遂心と金ヶ崎方先深流敵と攻敗之也其後為
未遂為と金て三人二好ヶ家を亡し其南北の
大仏殿を焼失ひ為仁御申有朽木大ふ
南面説一遂怒の御神と　家康公笑ふ石
御座と御之遂朽木の例とく御座寄ヶれ其洋
の義ハ第て兼り及ひ為ヶ家式遠国と張方敗
仁ハ面後ふ申ひ面後の義心安く可申兼ヶ御猴
野蔵りて御猴館へ御敗遂ハ仁御用の義首之
御家老衆御祝へ張ハ為ヶ人ハ右の御賞を御祝一説遂
信長への御言葉の為なく其と朽木の御

郡義政一味の仲を疑ひ滋賀郡の
遊んとあるを聞て仰に先年信長公
上洛者と沙汰遊ばされ浅井う俗と以て所〻方〻
に一揆起り名根所信長も雑賀沙汰朽木谷へ御祭り
て可沙汰旨の根所の砦を朽木にても作る永一
家の義なれハ浅井と一味の故も雑賀〻方を祭ル
朽木谷遊ばされ信長へ中なハ秋等義朽木う籠へ
馳参し渡合と根所ひ朽木と沙汰方ハ別段
朽木同心結ぶ於ハ則諸人と申ス共者と相異
御迎ハ可参間暫く渡所ハ御待合ぶ成ル者共
等敗不申ス於ハ朽木谷ハ根所ハ朽木〻拾遺根果中ハ
〻思ひ何方へ成ル御馬と沙汰可致ハ〻云仰く

朽木方へ馳行諸人と申ス在て先と在連て罷出ル
分て信長敬を敬し朽木谷へ入られ〻ハ若狭義
実ハ〻もハ〻ハ〻沙汰其末の御者ハ安堵社ハ〻
渡越ハ有き書物等の中にても見者ハ中ハ
五井大炊頭度ハ浅井の色にて大郎知行等へ拘
ケリ

一同年六月織田信長御上洛ハ浅井備前守ハ横死ハ
谷横山の城を攻撃ハ依て加勢を朝倉ハ
義の援兵として同名朝倉孫六郎ハ
加勢ハ千時信長も　家康公へ御加勢の義を沙汰城ハ
伝ハ六千余の御人数と沙汰遣ハ御出馬成六月
廿六日信長の陣ハ御来会翌廿七日信長の陣所ハ

於て軍評議の節信田明智方を以て一陣ゝ
家康ゝ方ハ二陣小平備へ可有之と決す其時
家康ゝ江作ハ秋等武士信田明智方二の手ハ以て小平加
勢ゝ出張ス秋等ハ浅井朝倉方欲の
中ゝ何も成た秋等清取て切腹ス小平ハ可勝と
江作ハ信長方ハ江作小勝ゝ浅井武ハ秋等相
常ゝ欲の支度ハ多家の勢と以て切腹ス可中ハ同其
元ゝ朝倉ハ小平可ハ可被成や但其許ゝハ小勢ゝく
小平陣の形ゝ朝倉武ハ多勢の中ゝ大方の人
数持の中ゝ二日人も小平ゝ有可中ハ有ゝて手負
ゝれたるの武ゝ

家康ゝ小平同江成秋等ゝ勢小
ゝも支流ゝ人ゝ見形小勢可有との武ゝ稲葉

一鉄ゝ有小平ゝ稲葉一人小備へ加る時ハ一鉄小陣
営へ馬ゝ乗ス節ハ小平ハ一戦の刻ハ勢の私何の注用
ゝハ相之中ゝ武ゝ小平先ゝ武の中ゝ江武ゝ下度ゝ
家康ゝ江作ハ節ハ赴最ゝ見ゝた其元ゝも江及用ハ通朝倉ハ
多勢秋ゝ家ハ少勢の武ゝ成ハ勝利の程ハ元来ハ其
元の武二陣ゝ相ゝ秋等ゝ家の一戦先ゝ成見ハ
於ハ横鎗ゝ突掛て朝倉勢と切腹ス最ゝ之の作ゝ
依て一鉄ハ小平備へ備堅朝ゝ朝倉ハ小陣方と小
勢ゝ見ハ姉川ゝ成ハ小平先備
ゝ多大ゝ係酒井柳原松平伊忠小笠原ゝ相掛ゝ秋
て朝倉勢と切腹ス小陣方の小勝利ゝ成信長の先
手浅井池田ゝ西ゝ浅井ゝ先ゝ徳野丹波小秋ハ負て

忠敗之事度々の軍に浅井勢ハ利を棄て先を退き信
長の旗本備色めき立て追掛る者多
家康公ハ一鉄方へ御使を遣され遠江の武ハ歌を
切れ〳〵時を移す仕様の一戦先手に抜手を
所望ひし家ハ貴殿先手の所ゝ越無之御
先手ハ御使を以之御旗本の武ハ東の方へ御向ひ
申て御馬を巻ん御先手の者ハ今朝より貴殿と打合
着無之浅井場を取巻め彼是一可為有合浅井備
一鉄の勢ゝ同く御旗本の勢を以て横合より御掛り
遂ゝ小谷勢も打出し信長の旗本
の勢を以て切れ〳〵歌余を討て勝利を得ん信長
大ふ抜所有之無後御陣の節信長より稲葉の

城番を進上第に刻書状の文言ハ今度の大功挙て
云へ〳〵す第代法倫寺へ渡世旅人ハ雇を争ん諸ハ当
家の大綱武門の棟梁なり書送り進之法中ハ之
浅井川御一戦の戦場所ゝの義ふ依て日本中
国へ渡り天下の武士の口すさみと成り
御武勇の名と誉ゝ聞ゝ

家康公の

一同年八月廿日ハ御元服有て国衆次郎信康
ゝ名を演松の御城中ゝ於て観世宗雪ゝ右御祝
儀の御能御付ゝ

一元亀二年正月六日　家康公従五位上ハ叙ゝ
十一日侍従ゝ被任の分

一同二年正月十三日御出馬浅遊金谷大井川御見分の

酒井小笠原井石ゝ瀬と常陸ーて鴻田河原ゝ渉す
武田信玄と少て其約と仕愛ひと有て殊の外ゝ三膝有て
近日手切の一戦と可遂為て其用意ありてゝゝ
一同年十二月廿六日信玄三万六千ゝ度ゝ人数と率ーて遠州
方原へ出張す其家の秋濱松御城ゝ於て軍御評定の節
先達て尾州より参ゝる出勢の人々中ゝ八武田方八三方
ゝ移ゝ人数の中ゝ被ゝ仰ゝ御ゝ小御方小勢と成て平場の
御一戦と有八如何ゝ御ゝ先御籠城仕遂ゝ ゝ於て八武田
勢押寄て来国可中ゝ其国ゝ八迚て籠ゝ尾張ゝの加勢
の者ゝ ゝ参ゝ来陣可仕ゝ其勢と成て歌の浦へ移陣
と御覧合ゝ御城内の諸勢一度ゝ突て出歌と切為
中ゝ於て八御利運ゝ仕せゝれゝて八付ゝ ゝ ゝ ゝ

ゝ八 家康公ゝ閉ゝ被仰ゝ出ゝ御一理ゝ ゝ ゝ
強れゝ信玄ゝ人数八如何程ゝ ゝ歌と ゝ長ゝ城
ゝ ゝ端迚ゝて籠戦と ゝ不遂ーて籠城ゝ ゝ ゝ八
城持ゝ ゝ者の本意ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
御一戦と遂ゝ ゝ ゝ ゝ侍足軽の一騎一人も ゝ
石連ゝ度ゝ ゝ尾張ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
被ゝ ゝ八城の ゝ八何ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
人乗ゝ作の城御最の ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
御勢ゝ加ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
少余の御人数と ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
被ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
先達て加勢の人数 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

の義も流石着陣後少々有て一戦の企を相止め
勢を引入へしとの起て御備等の義ハ流石家康
まて引退ると雖も那門の小山田左兵衛尉同心上原信濃
と申者きよハう谷より勝頼の見切と成し共敵と
迷ひ小一ニ共ゆ相尚を以信玄同心ゆ成共長坂釣閑
小山田ハ其日の一番合戦と申ハ付沙弟島右衛門尉ハ
物見として御旗本より御先手の御へ参り居り武田
う御立の所者と見て御旗本へ案内し御前へ参上し
申上ハ今日の御一戦の義ハ沙相止申候武田方大軍
まも有て其上ハ敵の御備立も能の御案内なる軍ハ相成
と申上る　家康公御勝ち沙遊今日の一戦と為ハ
其為八日ハ遠ひ勝ハ作有ハ御義

義ハ私の御勝の義とハ御接ひ不仕成ハ勝頼の義
恐と御分別有て軍をハ可遊ハ先ハ一戦ハ
まハく欲堀田の郷へ押行ハ付ハ考へ有り一戦
と始ハ可申上る故源也半義と物ハ成り
今日の御合戦如何の名中上ハ一番一戦と始ハ一番御同心ハ遊し
乃て合戦始ハ武田方小山田ハ御味方石川伯耆守
相勝ハ掛りて一戦と始ハ石川内和山小作一番小鑓と
合酒井左衛門柳原小平太大久保七郎右衛門第四七九郎
ハ掛て山家三方作手殿軍長篠設楽と切為す
山縣三郎右衛門備と八御旗本と成ハ
四郎勝頼ハ山縣ハ二ハ多ハ有て大文字の旗と押

之大樹ゝ入掛り洲と見て武田左馬頭完山梅雪も
勝損へ續て押掛る信玄下知とかく小荷駄奉行并
利ゝ人数とも悉く掛り奉る家ゝ於て信長方の加
勢牛子等物と討死と遂る濱松勢勢敗軍なり
家康公も沖門退ゝ遂ゝ武田方城伊庵第西出ゝ
打連退掛奉るゝ并沖馬と引退られゝ其日次郎
左衛門馳付大将の沖討死遂場ゝ八行方くれゝ
中ゝ沖馬の口と和て濱松の方へ引向ゝ持鎗の石突
と以て沖馬とたゝき立ゝ并沖馬ハうけ出る其間敵ハ
沖編ゝ沖て討死と遂る　家康公ハ戦場と打引退
ゝ遂濱松の沖城へ沖為着西の沖門より沖入一丁ハ
遂り入た味方敗軍并沖城門の者ゝ沖大将の沖安

房の沖と和遂周章可致と有四方と以てまゝゝ沖城場
と沖案内ゝ遂玄関口より沖入遂ゝゝ右沖一戦
の刻沖家中ゝ於て戦死と遂る面ゝゝハ本多肥後守
岩城勘ヶ由文子松平源蔵門加藤次郎九郎天野左衛門
青木又郎源兵衛ゝ同新九郎中根平蔵ゝ成瀬
左兵衛ゝ永と如ゝて云有余人討死ゝ中ゝゝ馬右
郎右衛門老庵ハ物見より罷帰ゝ刻其方ハ日没遂ゝ
ゝ右ハ暗ゝ為ゝ沖家内有ゝと四頭ゝ表ゝゝみ沖先
手石川伯耆守伊ゝ馳付沖会戦時ゝ表武田方左屋
左衛門尉ゝ手先ゝ家掛り引退ゝ討死と遂る軍敗ゝ
後藤ゝ尉ハ鳥居ゝ指物と敵奪見ゝ為ゝ絆場の目印
金と以鳥居の役と出ゝ共ゝ鳥居四郎左衛門尉

忠廣ゝ書付有之ゝと信玄の板見ゝ入ゝへハ板ゝ侍の
左物ゝゝと思ゝハ板ゝゝ物ゝ向後ゝ方家中の
書左物ゝ用ゝ左ゝ物ゝゝ信玄の左ゝ依て左廣ゝ射ゝ家
中の書左物ゝ用ひゝ有ゝ候今御前家ゝ於ても左屋の
家の書物ゝ用ひゝ也ゝ

一天正元年閏月須賀の御城ゝ於て御家老中御前公
の命甲府ゝ於て武田信玄死去仕候ゝ也ゝ
信玄ゝ八信玄遺の弓取八南附ゝ有ゝ方ゝ不仕思ゝ
事ゝ歟ゝ也ゝ中の上ハ有ゝ方ゝ知ゝの武実ゝ
き八遠江信濃ゝ有御ゝ
きゝ國ゝゝ信ゝ信ゝ御ゝ

一同年の秋武田勝頼左馬頭信豊馬場美濃守ゝ付

遠州金谷の豊城ゝ取ゝ之親前の原の城ゝ名付信ゝ
一天正二年正月五日　家康公正式後ゝ知ゝ
一同年閏月ゝ日ゝ河國廣瀬ゝ於て親家中御言葉廣
ゝ御ゝ生故有て御ゝ多御ゝ
御ゝ
一同年天野宮内右衛門ゝ御攻撃可仕成ゝ有て大井の城ゝ
御取詰遠州ゝ遠日両津岩根運送の障ゝ成て御
家中何ゝ難成仕付御金の儀ゝ御領ゝ送入成ゝ城
主宮内廣ゝ御縁ゝ付蔵ひて一戦ゝ成ゝ依て御家人
共二十余輩討死ゝ遂ゝ時水野大久保柳原康政ゝ
取ゝ成ゝ相戦首数多討取敵ゝ遂拂何成ゝ
御金の要害ゝ御馬ゝ入洗遠江の節大久保七郎

春門馬ようりう沈馬と云ふ文義用て近江室
紀乃馬のひり様とめうれに祝くめうの者六人十人相
果ぬるも何事なれ共大将乃人の一命ハ大切の義なれ
ば矢入情も異質あるを常まーと市七郎義盛ハ
常れ家ゆまーさりうハ四郎作祝年乃とハ家ゝ拵ゑて
立て歩行もて行児玉高内文義を抱ら家乃
家厳と右の振合と作用遂張将の力ゝ弱兵ーとの
上意なり

一 天正二年四月十四日浅井作城下作放鷹の節井伊万千代
と姫と作質遂何者の子乃の者作身の処祝義ハ井伊
信濃守直満の孫肥前乃直親乃子乃の者と市乃ゝ依て
即日乃百姓乃法日乃ゝ乃り井伊谷ハ先祖乃旧領乃と云て万
千代と作井伊谷乃人数と引ゝ作付其上木俣清
春乃標原次義乃西郷義乃三人と作附人ゝ作付

一 同月十九日天野六郎兵衛康乃ゝ下女連歌乃会乃者
拵義乃ゝ乃ん乃ゝ乃御鏡乃賀義乃節百韻乃連歌ゝ満へ
さの者ゝ作付其年乃六月長篠乃御一戦作勝利ゝ付
御代ゝ毎歳乃御吉例ゝ罷成ゝ乃ゝ

一 同年六月武田勝頼二万乃衆と率し参河長篠乃城と
責乃ゝ城主奥平信昌拵兵松平和泉乃守乃ゝ依て
武田勢無数利と乃ゝ御ゝ乃ゝ城中兵粮乃ゝ難義
乃者馬右強義乃と依て国衆へ上乃ゝ乃ゝ和小栗大
六と御使ゝして織田信長へ加勢乃義ゝ作遣ゝ依く
信長信忠父子乃万ゝ乃ゝ軍勢と率して出馬乃

家康公より信長公と御同道被成遂日御法度可成旨
以御付弁強義ゝ長篠の城へ立籠り為て柵を結廻し
城内へ入うとする処を武田方の侍河原弥右衛門と申者其
夜の四ツ者に當る強義ゝと見付て見たいまゝ勝
頼の本陣へ召連て処に勝頼馬屋を立て一夜の宿を
同て居りたる長篠城中より出て侍多き中に甚方一人
為と捨て城を抜ける大切の役を前尾兵部と申る人城より
武勇の誉り大剛の武士と申人甚方の方へ家臣にしまゐ
甚方へ申出る旨あり甚方と同心仕るに於ては一命を
助け甚に勝頼の籠る本の直参にて召仕へらる甚方
より源ふへ云ふ強義ゝ申るハ一命を助けあるに人
奥大の御恩と御ゝ御ゝ直参ゝ可仕と有ハ

御恩の上の御恩なれハ仕ると人何様の義なりと云遂皆仕
る為の為中に係て御ゝハ長篠の柵をく罪紙傍輩共を
呼寄して今度の加勢の義織田信長同心なるに依く
徳川殿一旗成ての加勢ハ成難きの趣に御ゝ上ハ為き
弾義有て城を明渡れ最の名誉と申べきと申ハ為屋
同て者細四郎と申者小太の縄と申ゝ胴縄斗を
付て城際迄成行れハ為屋ハ柵の内へ登り強義ゝ
惟今成りたれと呼りたれハ侍兼居る城内の者共門の
くりを開て出りに甚方ハ同人ハ強義ゝ言て云
我等義ハ同侍ゝ今脱方成り為原山を日と暮
夜陰に紛き城中へ成り入ゝ出ると夜廻り者人
見出され同人の為と成ゝ備同御の城ハ　家康公の

沖之八不及中 織田信長も此表沖の鄙しく有て六万余の
勢を率し岡崎に着陣あるべきと八百家元へ沖着
陣有べき間山方と松平を棚より引
なわし絶と掛て勝頼へうとかれたる大小勝之有之城
より見申所に強勢と碓と知る所に沖の鄙の四
方将方長篠表へ沖後詰あり　家康公信長公
八剱山高松山に沖陣遊　信長信忠父子八松梨寺山
沖雲山に陣しなり　勝頼八第て葛巣山に向城成
振へ武田兵庫頭に三千の兵と分て先と守しむる
第に酒井左衛門尉武田の郎信長四に應し　加藤市
左衛門金森右衛八作藤右衛門　大人と信長より出相添
沖前家より八松平主殿頭其子家忠本多豊後　松井

左近将監牧野新次郎　菅沼新八郎　松平主馬西郷
弾九郎なと左衛門尉へ沖加藤遊右の四人同道と為て
葛巣山の城へ押寄ふ十月廿二日の暁明に引り勝頼勢
と率て澁沢川と渡り十三町に陣と立給りて
家康公信長の大軍まして御もみえに棚と結廻し三間に
鉄砲足軽と立給り其棚に兵士と之数勢の柳り為と待
引ふ敵へ勝頼に八何の遠慮もなく押掛り棚の内へ矢
玉と放し掛棚成ん　と知せしうふう法の侍ふ
引りまて棚際へ法掛し八敵方しし棚木と引抜り更へん
く行りと為千挺の鉄砲の筒さき紙差へて打掛り者
武田方の中に八名有者共も者くう鉄砲に中つて討死と
成りしの松張りもなし　其後設楽方の法に一同に会議

神ゝ之人ゝ武田方修ゝ城ひ負地敗軍ゝ成武田方の士
大将討死の軍ゝハ山縣三郎兵衛内藤修理馬場美濃
守屋敷門真田源三郎門岡兵部其外備前原隼人
安中右近望月甚八是軽大将の中ゝハ横田十郎三河守内
之人小幡又兵衛なゝと始ひて信玄位の側兵ゝ
多く戦死ゝ其日の早朝萬巣の城へも酒井左衛門尉
一手の軍勢押寄不意ゝ攻撃るゝ依て城将武田兵庫
頭三枝勘十郎内藤修理亮馬場美濃守内藤修理
之助等ゝ始り数百人討死ゝ沖当家の中ゝハ松平
主殿討死也
右長篠一戦の義有様ゝの説有ゝ中ゝ多ゝ有つ
ゝ仮寄ゝ為ゝ此ゝ次ゝ書ゝ也

一ゝハ信玄以来武田家の老臣馬場美濃山縣
三郎右衛門ゝ内藤修理大屋右衛門ゝ今度長篠一戦
ゝ勝頼ゝ見限ゝハ今度の沖一戦の義沖当用ゝ成
可ゝ敵ハ信長　家康両旗ゝ六万ゝ余る大軍
ゝ対ゝ沖質の通り備前ゝハ柵逆茂木ゝ拵へ罷
有ゝ小勢の法様方ゝ以の様り合戦ゝ有ゝハ沖勝利
ゝ成ゝ通ゝ通ゝ武田ゝ大軍の上方勢沖当家の
武威ゝ恐れ備前柵逆茂木ゝ用心仕ゝ
沖勝利ゝ沖ゝ武田の義ハ奥平ゝ沖助命有ゝ沖
ゝ成ゝ入可ゝ沖ゝ兼ゝ存ゝ多ゝ
ゝ勝頼ゝ大敗ゝ心有ゝ物
ゝ別可ゝ沖ゝ家老ゝ退ゝ後編年大炊

長坂釣閑斎人の好人なりと呼出し家老の長見の話を
聞て其方共の家は世々御奉公仕れば御内人なれば
御家柄の君臣なれども乱世に成て一戦と可仕遂し仕作出
仕候と申家人の為にして遂可成哉と有之
安信云この時代なりしは中々奉公の義よりは
御家柄なれば御年寄も申合せ家代と
有之と云て如何にしても其の家代と
申しなりしに成上方勢力大軍の中へ入て合戦の
勝負に於ては人数の多少に拘り事也信玄無度
申遂と云て親しく其義も無之乱世一戦
と思ひ定めは諸士大将たる者は作少備
無之家老自一戦と義申しなるに於ては

御家の御機嫌と申之事也義は何と覚悟と相定
中々は申難有事なれども中々人は勝負則其事に酒ひ取
老と呼出し其方共長見申よ付て種々勘考仕
見て人を配置一戦と相遂よりは外の子細無之の者
御渡有家老共乗り家柄なれども中過りの者の
一戦の義配置有可成の間仕なりと申仕業有之
申出しと申人は勝負に成ては如何と雪の中に
て人御旗揚りも照覚なれども祝年謂年計なる一戦
と不遂して若年寄と云て御奉公仕申出人は家
老共も見那者なれば沼年と御年寄と御渡
時分一戦の場所と思て見立て申と有て主人大将を名
人今也罪なる見分仕て後四人の家老は清田村と申

所より湧り清水つゝ流れて地のほとりにして馬ちりり
一所に集り底抵の勝敗を決する中に馬場
美濃守忠ゝ八日の一戦の刻五ヶ所生の松雑木
を切倒し家ハ信玄の御代より一所に相勤る年
入郷中家々ハ残らず寄集り来るものを
漏りなく可殺成も難計野合の敵なれハ酒盛中
なれ共人ハ成清水を汲参せ今生の名残の盃を
取かわしハ何なく有るべハ三人合て一度可成との
仰言ハ馬場ハ家来中村相模を以て清水を汲参せ
勝ちゝみなる水盃を以相模ハ心見を可成と一盃
汲清者ハ強る三人も先と者長後あるべきこと
拾つゝれなるべ先と時代より武田家に於く

清田表の水酒盛ハ中絶へ此ゝ立人へ対し忠
言を尽し甚愛の切なれ共を以て却て怒覚
悟と拾り同志の者たも水酒盛を設して今生の名残
と拾ゝ中ゝある心底ハ人世に類ひ多るへき事ハ
相すゝ御ゝと以家ゝ三ヶ二ヶ三ハ本一戦の刻山縣義ハ
拾り敵ゝ信長ゝ有ゝ者高坂弾正棚木を以丈仰付
ゝ有先と汀ゝ一不中ゝて一戦敗成を以て武田
勢棚際へ逆寄ヶ初の松ハ押倒すへき仕形を相ゝ
棚木ゝ根へ沿く倒ゝ不中ゝ有日勝拾と以て切拾り
押入へゝ成ゝ紙ゝ棚際へ寄集ゝ夜味方討と
成ひ武田方の法螺とハ放し義不罪成　家康公

まを兼て汁下知遵法度の鉄砲と為く柵内に打籠り
筑紫御使者所と仰て法作付ハ大久保治兵衛の
鉄砲と打放りと却而の柵の本の根際と月面に成し
法を一同に入習くく放し成ん所の御下知有成田
柵と切破り打て可押入と仕ん法初ひまてを作方
の足軽共ハ勝雲と鉄砲を当て接へ罷有処に治右
衛門を先として法砲と打出しひしく法の足軽
共面の知るかく打懸ん有 柵際に於て手負死人数
沢山なく成山縣庵瀬郷庵と打入て味方の
人数とハ川原へ押出し正栄寺の瀬より敵の方へ
廻り 家康の旗印へ押懸て一戦と可遂と中仰
庵瀬郷に一陣可仕とハ中山縣の者共も

只方へ散り殊の外山縣ハ馬上にてまもる
る来解と打振りハ流石ハ山縣の者共程有て
時の刻に三番汁迫詰り其儘と辛して河原
の方へ家康出馬しこし仕り成大久保彦左衛
門の法砲山縣の衣の下の南り有来解と其の上人
打倒りハ又左の方へも鉄砲中りかや法に八来解
と申こしとして程も馳廻り成に三度目の鉄砲山
縣の家綱の前輪とうけて下馬と打貫れ有来
解とこしへかの馬に成こしと武
田家に於て大力の家老共杜軍有之へ山縣の
文八 家康公も共ものに相とこし法名付ける
とも七十五百人男子と仰付へ成るわと生れ付

頼の千悔ミ候由御側衆迄申上候へハ上ハ出何様のく
王ニ候とし御為の訓ニミヤ飲口の由ニ而ヰ候と
被申上候へハ上ハ一段の義之信玄家老の山縣ハ大き
なりいくらの中ニ御ヤ存候ヘ遂ニ爲ニ山縣か魂ニ於
而家積代の百助ゟ手ニ生れ候ニと有ハ重畳の義
なれハ汲なく大切ニ致しめりそれ候へく又百
助ニ被仰なく事なく侯へと被仰付候之次ニハ石川伯耆守義
御家を立退き秀吉公へ降参被致候年の翌年霜月
六日しやうんに御旗本を始め御家中一同ニ唯今
ミ用ひ来る御家の御軍法一式の義向後ハ悉く
信玄流ニ遊し改られ候旨大様ニ相成候下申候旨被仰
渡候ニ付其節の義ニ付テくなりや井伊直政へ御預ヶ

被成置候山縣同心の侍衆御前へ被召出御直ニ被仰付
候ハ直政一手の義ハ向後赤備ニ被成御先手を可被
仰付の旨直政義山縣ニ相劣ら不如く何義ニ不合也
戦ニ候様ニと被仰付の由御れハ山縣義ハ御指図被遊
なりとも有ニ候ハ少ニ在候様の山縣ゟとも有て存討
死の衆中末代武士の法を作る侍の手本ニ可被成
義と御書留申候
云々ハ馬場美濃守義ハ柵際ニ於て手の若衆悉く討
死を遂げ或ハ手負と取て岩ニ腰掛小口際を
引退き小山のゟミおりり千鳥鎌の持鑓を杖ニ突き
敵方をハ渡ニ存し味方敗軍の方を見送り罷有候へ
真田兵部来て山の上ニ馬を留まらんへ候てハ馬場

居りしかかく詞を掛ケ馬場聞て先達て此者居るにハ
如何と差られハ兵部聞て見深志居りし我ハ引退けと
兼て承り居るも引退り給ふ先ツ家紋の馬を引返さん
討共に付の者ニ相待ち入ハ深志左馬ゟ我ハ討死仕らんと
申有今我か勢の内討死を遂るに於てハ先ツ一所と
申合け何先まて引返し来ル者も元よハ深志左衛門
討死の場を八知らさりしかやと申有馬場申ハ深志居討
死の場しかくハ扨て棚際迄進ミし所ニての事なれハ是
迄之人ハ最早上方勢入込下ゝの者共討ニハ及ふ間敷ニ
我ら我も浅所ニ於て討死し覚悟致し罷有事ニ候
居一所ニ可申合との返答ニ依て兵部我も馬場ゝ側
ニ立並ひ罷有所ニ上方勢追て池田共ニ付兵部ハ最

期を差ニ馬場居ハ何とて是迄不参せ玉ふやかく詞を掛ケ
候人ハ馬場答て今お詫申へきやうなく何も有て義
勝申ハ唯今勝頼ニハ猿橋を御渡りにて最早心易ニ
しかて論を致し直して山ニ有ける討死を相遂へき之
世の中ニ於てハ日頃主人の目をかけ被成て勇士とも称
させられ御目通り並ひなきを以て誉を高く申ひて
も其者の中我らなれハ主命ニ違ひかかる事ふかく有て高恩
ニ浅き主人もあまた在の高聞ニ与へてハ日頃の恩を
袁し勇将を致しし主人の離反を見るに忍ひす頼
の恩も聞く有る事ニて候所ニ此馬場有て我ハ主人
勝頼の為忠言を申居し主人に悪将たるを以て信用
なく付居ちつしめられ時ハ討死そしある古人の

言葉をとり面へて討死の覚悟を極めたる上を於くも
程なく長尾の伯耆と親族ひ勝頼の猶猶と親しきを
とん慮て東坂部と遠ざかる八郎忠義
の申りしを世をたくひ多りへ多と八郎左衛門尉
家と書面中のものとり
四ツ八石一弦の仙武田家の一家先高坂弾正忠八上
杉家の押へとして信州海津の城と守り居る長篠
表の敵と四九ツ石谷面ヶ中の敵と八小幡山城と守る
中村々と川中島と面繰返しと紙と長篠表と於て勝
頼一弦と利を失られ味方恐敗軍の色と望て小ヶ
場と中所と宿津城し勝頼の家八不及ト侍中と
申りと石谷科紙と中村地名の文殊と設して杜侍和

勝頼看津城ハ弾正侍従恵ヶ汁飯津国出
羽と中して先と言て庄内と勝頼弾正ハ
節ハ今度長篠表と於て紙等思案遠ヶ一弦と
及ひ杜ヶ主と取のこれ
侍大将大意く討死と八ヶ七ヶ分弦と
の外と宗山梅雪遠て長見ヶ
但ヶ敗係して主方分と
ハ八弾正忠義り先ヶ義と八ヶ
中して罪之ハ
餐無紙て後勝頼弾正と
ヶ八医ヶ紙ヶ石島東坂
ヶ中ハ一弦と及ひ敗軍
弾正忠義り安斗杜ハ御年和

ましも御旗楯無へハ先祖より一戦と有時ニ御旗楯無の
時の為家老と相伺り罷出ニ申合遣て御受之事
止り入ても成らぬにより御前の御心得をも致し主殿
不被の砌りに仰の旨申上へハ勝頼寛ひ召ハいやく
反様そし八無く家老共へも無益の一戦と仰付られ相見へ
手く着るとも召し候よう成り候ハ一戦の義と承届候へ共
完に然は候には偏に御しの御やまりとて家老共の科に
非さる由して右家老共の申達候異見の趣と申御難儀
あらきもれハ深正乗りと存れの御物好きとありそて八然れ
家老共の了簡違ひと相見へ候ハ仰候れハ迚も御
勝利は不罷成御一戦と相考候よ於て八外の侍大将共
二も不違候へて御家人罷出ハ明日の御一戦の義ハ何きの

道ニも不可然候御為のよし御存念申上候ハ明日一戦ニ
二度とも無之様其とも御家御無之候ハ御家中の並居候
有て切腹仕り結果可申存り候とも於て八御家御一人
先祖御一戦と於き候御先手と仕り士大将も無之の
御一戦も御成り候而家老御前先途ハ御馬と入らせ
の義ハ有之召義は然ハ御人数を揃へ可申様も無之に付
重て又何様の品にも御存候とも存候ハ家老共
の了簡違ひに御念を入られ上ハ御手にて後に討死と遂候
若共義ハ信玄公御代より承り一所に相勤多年入魂仕
候付不便の御事に存候と申奴眼に涙を含め候付勝頼
ましも存候よりは御被成候之此等の趣を横田甚五郎を御使と宅に
於て小幡勘三郎後御申聞と承りても共席に罷有候

り鉄砲にて書面ハ

一同年六月　家康公浜松より御出馬遠江二俣の城
と申候城を御攻被遊候ハ城之朝法寺源兵衛殿
高九郎と申候ハ内方源次郎殿ハ弓を以て源吉を射
倒し源吉殿の弟朝法寺源蔵源次郎殿ハ手を掛る源次
郎殿二の矢を以源蔵を射倒し城内へ入ハ所
と掘井戸を助延命致候を家康公ハ聞て之
城の前に掘井戸の根の掘物城門に掛り留る其儀今若
也と云て之人掘井戸知ること有れハ弟迷惑致て
物を取て城を二時　家康公ハ鳥居四郎左衛門尉
源兵遠江之介働と申威兵成ハ共三百二俣の城之
御内方より内者ら射る矢の矢ハ れと申て家内の詞成

書源左衛門日向守家成ら方へ参ら依て其報と申ら祭
家康公源次郎ら射術武勇兼備の者と申威の仰を
御胴腹と申ハ上ら

一同年武田方朝法寺入道殿の櫓の光明の城と云ら
ら申ら柳原の西の方の城ら光明ら城と云ら也
大小の城ハ城之朝法寺源吉ら光明ら二天門ら攻寄く
依て御馬を入させらる

一同年七月入道馬を以て遠江横須賀の城と云ら
城将今福丹波守賀小泉等堅く守り籠ハ于時鳥居
彦右衛門尉光俊ら遠江の城の外ら城中ら設を法花ら腹を
切掘ル馬ら上ら上ら籠り兵ら処従士板浦左八ら云者ら
元忠と助け延く之後城兵力尽て籠城叶ら之時

城と捨てゝ同国小山の城へ退くまゝ新田の原の岳を
攻落され後牧郡の城へ可申合作出馬とて
為入則当城ハ敵城をくゝ其境目にて依て不安
敵の如くくゝ地へ進とて当方可表安との仕合の
下ゝ杉井右近将監当城へ相続り可申合事
思召ゝ於ハ私義当城へ
家康公ゝ御仕成遊ばされ
御一字を以下先ゝ周防守康親ゝ申ゝ

一同年九月牧郡の城へ御出馬遊ばされ田方小山の城を攻
撃可成ゝの旨仕御義の所酒井左衛門尉ハ小山
の城の義ハ要害の地ゝ方ゝ入ハ為城ゝ方ゝ
仕ゝ旨とゝ申ゝ可申出ゝ御ゝ大軍を以後

御義を於ハ長尉ゝ仰り付勢を仕門を攻遊ばされ
ゝ申出ゝハ不仕の如の別御道筋除新参して不安
旨先今度ハ仕延門遊ばされ仕ゝ時周防守殿
上ハ勝頼義ハ長篠合戦ゝ於て右元の者ゝ討死
致しゝ為武成ゝ
御ゝ守ゝ旨小山ゝ
やゝ仕ゝ
討ゝ成ゝ
同又ハ御ゝ
勝頼二万余の勢と
ゝ旨御ゝ小山の城の国と
と可仕為入ゝ

義経は伊達方の諸人数何れも仲原家政大須賀
康高両人家ハ敵に伊先を可渡と申て譜を押へ
者戦ひを持て押付まを共俣の後懐ゆるとて武田
勢退対支不罷成ゆへ共御族なの伊先へハ信
康公伊勢へ　家康公伊勢へ遣ハ処に信康公の
伊人数を者く道脇へ伊付義経伊月為ゆ伊馬をひ
人くまを引ける付　家康公ゆ仰遣ハ何とて夫
よ伊扶へ義経ひそ伊先へ伊門を伊元の由と信康公仰と
いい公今三歳前近くいに付伊先へ罷ゆ家早歳前も遠
敵ゆへハ先伊先へ伊馬と為入ゆ様ゆ伊返言ゆ処又
伊使者ゆ三歳前の遠近ゆハ伊様ゆく共今ゆの西ゆ御
馬と伊進ゆ様ゆ伊使者節ゆ人へハ信康公伊門義経伊

使の者く仰付ゆハ共方ゆ為ゆうてゆ信方へ
敵へ寄ゆ歳前ゆ者ゆ敵ゆ親と為ゆ西ゆ為うて
先へ退ゆくゆの沙汰歳度仰付ゆ者共ゆハ信義
右中公様ゆの仰ゆ付共通ゆと在御ゆ節ゆ人へハ
家康公伊門遣ゆ信ゆく情のこゆ奴ゆ方ゆのゆとハ
仰付ゆ者共さのゆ御勝方の汐様ゆも為見ゆ
牧野の城へ仰入遣ゆうゆ
一　天正十年壬午へ御馬と為出横山の城と伊攻様遣
ゆう真ゆ勝坂の城へ御取掛義伊攻遣ゆ城を
天野家間康門塩見坂の陣ゆ有ゆう
伊味方の先鋒御ゆ利と先ひ大原太助太兵衛
陣ゆ等討死と遠ゆ様ゆ付水野忠重大久保忠世

勢を以て攻撃するに依て城兵小河内城守郎
城を捨て逃れ去る家康の働き御馬を乗入
一 今年 家康公関東の御城へ乗入 于時 信長公
より武田信玄方へ御使を以て度々申遣 於
義信君をいさめ申されより武田の御城へ信長
公御書を以て御使の間の御清和と成て
家康公御用意遊あの障子と成て御の附
信長公御意と御立ち成次の間へ御出有て於義信君
と御抱き成御涙を流し給へ 家康公也へ御出有て於義信君
御涙を流し給へ 家康公也へ御仰御抱き
義信御膝の上に成られ御涙を流し給へ
信長公御の如く又文を遣す 生涯御意無之
成人信長ハ私のゆゑ力なしと仰御
御城炎上御覧遊 東国先の御働御進
ゆゑ先ゆゑ関東ハ不及申浜松御城に於て
於義信丸様と申て 法人 尊敬仕ゆゑ
一 天正六年八月遠州へ御馬を乗出山梨郡へ御働遊所
ゆゑ穴山梅雪殿と御ゆゑ云へ方の法勢攻撃之 島を
ゆゑ人々梅雪御様ひ頼ひ奉り退て依て御馬を乗
入
一 今年十二月十日江従江戸九日左近衛
權少将に任ぜらる
一 天正六年二月浜松御城へ御出陣遊駿州田中の城ト御攻
撃遊 酒井左衛門尉 内藤勘解由 鳥居小市郎 小栗又

市洲口人の面々汐下知を作り思ひて城廻りの洲口と兼
て城郭の仕様を歌舞等為て執立て家臣所々右人の
者共移背と尽して和親ひ仕りを欲と城中へ迫入汐
類なき働と致し云へた汐下知なく接戦と致し汐軍
法と背き申候汐尊意なく和睦仕り四人共汐勘氣と蒙
る之望日汐佐方の法螺貝田中の城の印部と攻作り欲と
解き対勘仕り之を攻郡の城へ汐為と為入右汐勘氣の
四人の民八方より之年と迫衣汐免蕩なく方り 同月
十日親後謙信春日山城中へ於て弘法の巳汐開達し
り仕り武田信玄弘法致し攻し跡とハ謙信行き弓矢と
取まり千人ばかりと方仰して汐指く蕩と方り
一天正七年 月七日 秀忠公演松の御城へ御誕生

為遊之井高三郎七歳の時初て汐対蕩
一同年九月十六日三河守信長公遣別二候の城内へ於て御
生害汐息女汐西人方へ小笠原長郎方補秀政本妻
東濃守忠政へ汐縁嫁方り
右信長公御生害の報有親等者共時分之老人の物
語と来り方る之有方遣別二候へ於て信長公汐生
害仕仰付刻演松方汐検使として濃迫半蔵天方
山城守へ御見対所と仕者共迫命汐科の者
三人者仕仰付りて西人相糺致し一者ハ人ハ信長公
汐有見の上と西人へ仕仰付之仕仰付
り之へ於て中分り西人者ハ京早へ相へ仕仰付
者方へも行く分別致し一足下之子の為として致し

對し諫奏道心なくして人倫の作法を捨て
祝等武田勝頼と心を合せ高城中へ武田勢成
引入道心の命を受て一ケ寺に於ては日本國中
の神慮をうけ一向の虛言にして深形も無之
沙一寺に於ては祝等死法沙汰と称し御開帳
ト称し法を設られ作り人間人兼り無四奉畏
無限に於ては御心安可思召れ人祝こた大勝利
の沙汰を頼し何命に作付て無今作開
御遺言の一通に於ては御開帳無之作り
者と一戸右衛門尉に御清書上り人信濃に御滿
悦の旨仰和に今一ケ寺方へ頼立義有之高城
に於ても淨土一宗の寺有之中に人死くい引

導焼香の義とは大樹寺の方へ御頼義成度と
作り申仕作人は右人兼り何ら以て無之作事に
成人に作無之作人は右人に作無之作
成人は高木四郎右衛門の作を御
仰作人は方交は祝等御の開帳名澤の
義なれは外錯の義と無作り有
事義有異に成して御沢の間へ羅三自分の刀を
拵て無下に成沙汰覺有て沙汰を脫せ
きいたき社沙汰切腹義成事義に作人は事義
交は沙汰を脫せ申はどんなりや有やたこと振出
和度の方へも無作仕合を山城寺兄弟に事義
あの無に沙汰定て沙汰廣丁に遂沙汰

於て八名忍郡内分村可申哉と伺ひ候人八之方相談て
之作り申候ハ山城守内分村と芝原内村
分中の内一人内済仕之候ハ両人或ハ
習相成内済仕候の義と伺ひ候ハ早と内済相
成候筈ハ仕り申候人たる罪ハ番組の取扱ハ内済
内済仕候ハ一ヶ条の取扱ハ内済と仕
内作者内済仕候ハ両人内済の取扱ハ流と流
しかるとハ如何の家ハ如何の内済と
内済仕候内済の内ハ安藤と流ハ年ハ都原
家敬和多年人和田人ハ内済仕候ハ人兼帯取
扱ハ帰出ハ内済ハ沢ハ内済の内ハ
皆ハ藤内ハ及ひ節内済ハ内済側取扱

今度山城守二候番人ハ之義紙ハ勝左の通の義内
寄方ハ私千石村正作の中ハ人ハ家屋敷
開ハ内済仕候内の内ハ内作者ハ仕候ハ仕来風別者ハ
於て家信源左衛門ハ私ハ内済屋と敷実成した
ハ村ハ作の刀の中ハ及開ハ又家屋敷内年
者ハ内済騒内実ハ内済ハ於て山刀ハ内済と敷
内刀ハ内の内内済商蔵ハ支方ハ内済山刀の通
千石村ハ有ハ今度山城守内番人ハ内済屋の
内分済と遂ハ内ハ右内作者ハ内ハ内覚村ハ
作の内内ハ内者家ハ対ハ不ハ内ハ内千石
作の内内類ハ意ハ取扱人ハ内済内方の扱人
中ハ内作者ハ備人右の天方山城守内家と之

玄以法師と称する人、京の北野社を建立して紀州高野山
小田原征伐有りしの風聞、日比天下に聴え侍る事
の中有馬入湯の法師、彼の罪業を懺悔せんと欲して
遍く天下に出でしてこの義八何様の存念と知らず
法師と八主退転し為れハ天下に八奇なる及ぶ
り迷惑分二位に於て侍りけるに法華寺
信長公と親しき事ハ世人の
中あらまほしく義秋法華寺迄も四国落ち
ぬ此の御心義秋なりと中絶色々言葉をしして
問尋ねるに付く天下に八今更申ても不入義と
侍る間、内々に他ハ無用し親法家を立退義を
の子細ハ如何先年信長公法華宗の御法名諸の

義と渡迄宗義へ法類の如く切腹の翌日なりて宗
義ハ法華ハ振ひ出し法名諸中に義不罪成信長
公ハ法華と為れハ法華宗ハ法華宗
主法華宗見兼ねる親等法名と何と法名
諸中に為ると成附 敵対法華宗に入法親
法の帝渡迄文八館宗義と為る程の義迄とのの
ちれた主の子の前と切る時に中にハ腰を抜しなると
方作と侍へ形る御れハ法山城義八主の首切り好き
の様に思ひ入られ為ハ法華に侍付ハ入ると
事に思ひ寄りて様の御心を知ると為ると若
ケ様の義なりと法華及方に不仕の仕合と云ふや
結城秀康公関ヶ原法華仕後親家一国法相仕の

後方郡山より天方と仕候と下され候仕
りとて御れた年来滝口とて高くより八蜜実の故ハ
雑年ハ八ハ紙等義り及ひ申ら敵と書記申候ら
一天正八年正月従四位上に御昇進
一同年閏月駿河へ御出馬被成田中の城と申候を被
城将芦田右衛門佐守防と申候方の郷をして田中城
外の麦作と薙拂候て御引馬と仕る入所に
同国用宗の城主向井伊賀守ハ徳川伯耆守
ゟ人数と給為相付て郷ゟ千時伯耆守と初め酒井河内
守松平周防ゟ牧野右馬ゟ平岩七之介内藤清兵衛
鈴木紀伊守等取て懸し欲兵八十余人討取
一同年九月松平家忠牧野成等をして用宗の城と

攻撃し城主向井六郎等敗北
一天正九年の春遠州高天神の城落ち南城ハ何とそ
申候故ハ城落ち申四日と云て去年以来遠三両国の郷
と仕て申候故成名ハ城兵等徳守防と仕て為兼ト
ハ申候方の諸郷へ仕ハ必以て日攻寄候城と
取国〻国〻深所と仕取国〻城中より敵対候軍をと
結成ら申候〻用心と仕し申候ハ城中
兵粮〻詰て降参仕ら又ハ一方と申候て切崩んと申
ら此二ヶの外ハ有まし〻為又南城の接兵として勝頼お
響る於ハ紙等も出馬して武田郷と可切崩為右
心永く仕城と取国〻罷有ら人と申候者の為り城中の
兵粮漸〻尽果仕ら籠城成兼候甲府へ申遣し候た

勝頼の後詰迫り来り城兵乱と成て落城今也一方の
国と切取城と迫き可知と相撰しと二月廿二日の夜半
乃て城門を開き和川長門守の寄備能り谷口へ切て出
味方の諸勢よりハ為てとうと相防ぎ支へ
早速敵を敗と能く谷口へ追入て討死の事を八城
中へ追込て共勢ひ強り諸方の寄手ハ一同に
攻入れハ城兵ハ敗北首を城内へ投入
不残打死を之命信長より御賞として
野々山左十郎兵衛尉高て賞城の寄手の中より
右の人方より信長へ申遣る書状に八天神籠城の兵
士の首七百余級を討取の名書付遣しと
横田甚右衛門尉一人ハ味方大須賀康高と大久保忠世

右の間の柵を破何度も甲州へ引退て勝頼の前へ
中々八幡天神の城兵を徳川家康大軍を取囲れ兵粮
尽く籠城付て城中の者共ハ
れハ勝頼も之の親も
国の中と切取罪級を能神所の
勝者と給り人ハ高名の者ハ
ともも城兵一同に打死不仕
之を八幡天神表の戦と申
武士乃名記場と迫き首尾
表と相成て仕様迫ハ
不戸清と之り色目の
甲府に於て信玄公葬

御しゅせいの成敗なりとて及ひ右の浪人を御家へ召寄せ初く
御目見仕り作分ケ到樣田舍者御ゆるし遊ばされ候と御手紙遊
ばされ候ゆえ獨仕り自分御扶持遊ばされ候儀へ御
主意ゆえ成敗去年ゆえ天神様の御罰長方年ハいろいろと
なりと御身ひとなり

天保二壬辰年閏十一月五日認ム

中村直道

藩穂集卷之二終

藩穂集卷之三

一 天正十年の春信州木曽左馬頭義昌武田勝頼小笠原
織田信長の旗下と成りて信長信忠父子甲信の両
国小笠原と殺し武田家と通ずと聞て近国の諸大將
と共に合騎河口の義 家康公三万六千余騎河口
ゆ遊関東筋の義ハ小笠氏政氏直父子三万余の勢を為
彼沢口より八合義右衛門八長近三千余の人数を以押入 木
曽口へハ織田信忠右衛門尉信長の旗本ハ七万余
の勢を以惣軍の勢より押入るべきと有之処に信濃下条
伊豆守頼切下条九兵衛心付り信長へ志を通し
濃州岩村の城代河州肥前守軍勢を国中へ引入信濃
伊奈の城を信忠へ引渡しなれハ為より武田家の法規

力と為し勝頼と背き織田家へ降参の者多く織田信長
家康ともに二月十八日濱松を御発駿府田中の
城へ御着遂の外城を攻落て大久保七郎右衛門尉忠世
奥国寺の城へ御馬を乗向られ城主朝比奈駿河守
降参致して城を明渡す同国江尻の城を穴山梅雪
守入道梅雪先ハ金程の砦を以て横能登守と御旗
本長坂血鑓九郎と城中へ遣され何とぞ相談り見可
申旨仰付られ梅雪長坂を見て同じく法体方と成
則江尻の城を明渡し申ふ依て駿河一国ハ有て
武田方の城一不残御當家の御手ふ入と為て三月九日
駿河を御出馬遂穴山梅雪と御乗同者と成文殊堂

市川ハより甲府へ入せらる同十一日ハ甲府へ御着津遂
信忠へ御対面織田ふ為ふ武田勝頼ハ軍勢を日ふふ
落失られハ甲斐ハ国十方と失ひ信長ハ信
州上田の城を奥田市房守方より結を以て早ふ被等
方へ沙汰致為ふ御ふ於てハ為命ふ被て御馳走ふ
多ふ城ふ付勝頼の家ハ有ても可被心底ふ有ふ被其節
ハ長坂釣閑斎郎大炊助両好人を御添置有ふ時の義
ふ付ハ種ふより方ふ奥田方へハ不仕相談郡内の小山田
茂ハ武田家代ふの家老筋同の者の義ふ付ハ多やふ
相談を仕ふ郡内へ為仕られふ小山田一向同心不仕
剣へ出陣の兵と為ふ引籠城を仕ふ寄ふ付不申ふ付て
あり天目山の麓田野村ふ申而へ為仕百姓の家ふ

節り帰るるの旨を申渡し川尻肥前両手の者共
郎村へ押入候ゟ勝頼信勝父子を取奪首を甲府へ
送りられハ信忠より京原助六関都平次と申侍を差添
信長へ相也表紙を以信長ゟハ勝頼の首を受取之
亦親父信玄以来後ゝの密交と云之密口法華沙汰
家康へもこれを申ゝ方々使者
所へ持参仕候ゟ勝頼の首とくさやうに載せ差添
仰付首封面の印取扱ゝ申渡遣信長へ申遣仰
出ス人ハ両人の使者ハ松平氏より真木沙汰と京
都ゟ相参仕ゝ申ス者共ハ信長ゟハ上の
御方ゟ帰国ゟ関東御所ゟの仕置を申付
駿河国一国　家康へ至ゝ第今度本の武田

留士見相ゝ東海道を罷登ゟ清水ゟ駿
遣ス ケ国の沙領分所ゟ於て沙地を有ゝ其文
度不斜道相掛深等の武ハ小栗伝蔵 浜井六郎
両人へ仰付信長安土へ帰城あられハ伝法八月初め
家康ゟ清水を沙領駿遣安土梅雪を沙同道
安土へ沙領遣ハ信長ゟ殊の外悦ばれ
沙地をあり同廿一日梅雪と沙石連安土を沙立成沙
上京遣真ゟ堺の浦沙見相ゝ沙下向遣南ゟの
南家の者共方ゟ来ゟ持参ゟる孫蔵ゟ沙家
梅雪ハ田舎人の武ゟと仰く梅雪遣ゟ
堺面の所ゟ六月廿日丹波国亀山の城を明智光秀
受相渡筑前守秀吉毛利家ゟ対陣の備所へ帰ゟ

中國へ下らるゝ様にと軍勢を催し亀山の城を
出く桂川を渡らるゝ日の夕方に鎧を
信長の宿寺本能寺へ取懸り攻撃ける者共の内
大さゝ小周章して防ぐ術なし云へども相伴信長男十
九歳にて生害有り明智義は真小二条新宮へ押寄せ
城内信忠へも腰を切られ給ひ近習有り
家康公は堺より真っ直ぐに京へ出給ひ
藤孝の思召しにて行人数多く寄せ
同宗の内に有名なる小相知れ申ず義は弟尔の沖上
京も如何に有り沖思案の様に江州瀬田の橋を山岡
兄弟馳参じ遠て沖を待申山岡と沖参内者
なれ伊賀越と藤岡街へ行脇城藤近日沖上京

江城明智と沖退治可藤との仰出されて行津鍋
騒遠参ら国より行智と行藤酒井家の討忠次
と先鋒に可藤を仰付る藤近
遠尾州の津鍋より出張藤孝秀吉の沖より
家康へ使者を以て一戦に及ひ忠勝利を
中均に藤孝沖心為に思召沖上京
先手の武も津鍋より脇津へ
右信長在世の国上の城前に於て勝頼領地の分を
何れへ別へ与れ命西上野の義は一国に滝川一益
に行り一城掛の城に可羽柴有の名を下され甲州半国と川
瀬肥前に与へ給へ義に羽柴信長　家康公へ

浅井は甲州の義は駿河へ敵対し沙領並の義ともに八
川氏と行心を法遠さんと存て真に於て第分
敵と以へは信長横死し甲府へ法遠肥前守を
可申と有思召以て甲斐百助と甲府へ法遠肥前守法
友の相談相成る義成可遣旨仰命ゝ川氏方へ法
遠ゝ肥前守心ゝ家康公の沙表裏ゝ依遣人
或は思召ゝ申付て百分の家育とゝ色々ゝ依て
甲斐の家来ゝ家康ゝ不憤り百姓の家へ寄集り之人
と殺され生て逃りたれとも沙助け遣ゝ義ゝ有
る義なれは川氏の宅へ押込切腹ゝ及ひ之
人の歌川氏と討漏しては口惜ゝ成ゝと武田
家の浪人一人二人ゝ同及ひ仲の家へ寄集て彼
ゝ相談ゝ及ゝ一揆と組ゝ川氏の家と組同ゝ
早速攻彼て川氏と始め供奉たる者ゝ討殺して中ゝも
肥前守とは甲州武川氏の同之井十郎ゝ也と討殺
旨甲斐の家人共ゝ依て法遠と表相演相沙法遠と中ゝ有
家康公ゝ感状ゝ遠ゝ後西郡次郎右衛門ゝ成瀬吉
右衛門ゝ両人ゝ若田右衛門ゝ依と沙相談甲斐へ法遠無以
後法遠ゝ甲州へ沙遣ひ初りたり其沙瀬川
右近将監一益敗ゝ上州厩橋の城ゝ罷有ゝ信長横
死の旨伝へ聞て方ゝ人数引纏ゝ国元と行給
上方へ可罷登ゝ力と為ゝて国元と行給
又方の国ゝ沙ゝ有ゝ海の中ゝ多へ有ゝ旨氏政氏直
上州厩橋の中新田の国良信濃守ゝ外の
上州厩橋の城田ゝ沙ゝ小田原へ法遠中有氏政

氏直又子二万余の勢を率し厩橋表へ出張あり渡川
し流石の者なれハ北条家の大軍を率るも世に厩橋の
御ゝ対て出小田原勢と向て枝〻一戦を遂るとゝ
小勢の義なれハ終〻戦ひ負厩橋の城へ引取を後留
次此へ掛り来る敵を敗く上方へ罷登る所西上野
武田領の義ハ北条家の持分と罷成共度氏直
を西上野の人数と合せ四万余の軍勢を以留守居を
城に信勇へ御入芦田真田を始として信勇待を意く
味方を成し六万ゝ乃ゝ勢を率して川中島へ出張の
旨ゝ城後の上杉景勝も信勇へ馬を出し善光寺迄
迫為あり犀川を渡して対陣ゝり干時北条家の一
門家老の面〻氏直へ義見ゝ為ハ小田原ゝり手寄の

甲州ゝハ北条家元ゝ為て上杉家ゝ対陣ゝ有た
寄ゝ為ゝ為ゝの城氏直同心有ゝ早速勢を引入ゝり
真ゝ甲勇へ押入り若神子表ゝ於て七月末ゝり翌月を
六ヶ月の間　家康ゝ氏直の対陣ゝり為ゝ甲勇
浪人中ゝり浪杉へ対陣遂ゝ為ハ小家氏真ゝハ沙弟信勇
者へ出勢ゝ為ゝ親又氏政ハ小田原ゝ為ゝ相勇立板
の城人数を発兵甲勇表駒を遣ひ為ゝ為
月付も早く対馬を為ゝ為ゝ頼ひ依て浪杉を
対馬遣ゝ為ハ右府中ゝ対府遣ゝ為ハ氏真ゝ為の
中ゝ浪を対新府へ対馬を為ゝ為ゝ為ゝ対陣ゝり
為ゝ新小城　家康ゝ為ゝ朝廷ゝ為ゝ為ゝ為ゝ
北條義浪守氏規方へ対書を為ゝ作城ハ当国の

父ハ駿河へ移住ス　家系ハ源氏ノ末裔ニシテ
文龍ハ可成ノ西上野武田ノ四領ヲ相承上野一国ハ一
番ニ小笠原家ヨリ文龍カ武勇ヲ恐レ
ヲ以テ向後和睦ヲ相通ス春ヨリ親父氏政ハ
源信濃守ヲ氏真家督ニ成ラレタルヲ不服ノ娘ヲ以テ氏真ヘ
嫁セシメ幸ヒ津国ノ義元ヲ好ク上ハ一万石ヲ分与シ
可ス仰合ス　委細ノ行書ヲ相渡シ氏真ヲ始メ北
条一家ノ面々家老ヲモ一決可セシ旨ノ相達ニ及リ
松平新九郎氏真ハ去ル十六日早速小田原ヘ下
向シ氏政ヨリノ返言ヲ受ケ浅井新府ノ行添ヘ
罷成可ト云フノ旨氏規方ヨリ行返言ト氏真近習ノ侍
遠山新四郎ヲ以テ小田原ヘ下遣ス仍氏政モ同心致シ

リ人ヲ送リ相模ヲ和ト
ス角ハ浦ヘ寒気ヲ起ヒ
侍ス小屋等ヲ初メ各支度ヲ仕リ
沖船ハ遠ク一切ノ不行届ニ成リ
一ノ先手大道寺駿河津所ヘ朝比奈泰ヲ和馬ヲ家老ノ
為ニ先日ハ城内ハ泰ヲ和駿河ヲ
ヒ下駿河津屋ヘ味方ヘ入ル　家風ヲ
家風節ハ先沼和年ノ義ト浅山田原ヲ
沼ヲ大浦寺新津可ス仕ノ返言ヲ
ラレタ氏ヲ仰ス沼ハ法津ヲ山屋
ノ和ヲ相見ヘ和ハ可有ノ返言ハ賞ハ
定テ何命ヲ延ンヲ為ノ法ヲ行ヲ何分相当ヲ

其上人馬の労ニも成ましく候間今日中ニ一戦を遂られ候へ
こそしかるへしとて手切の使ニ罷出候ところ付強河宮
鷲ニ入て申候ハ　家康公の御勝之義ニハ御最早相
の御気ニ相叶御氏直心底ニおゐてハ最前美濃守方より
御返答申上候通只今以て聊も相違無御座候いつれの道ニ
も美濃守へ御直談有之度趣申候ニ付申上候ハ源三郎儀も
其義ハ　家康公様へ得と申付候ニ依て先源の家来へ
申達しそれ可罷成旨申付候故当陣へ罷越候処
申上ハ美濃守へ対談申ニ不及と有て屋敷を差出し漸く
申聞候く駿河殿ハ氏直の本陣へ馳参右の次第を申
達られハ氏直を始め何れも殊之外驚き御取扱ニ於て美濃
守ハ新府の御陣へ参られ何分ニも無事を相調られ可

然と有相談ニ一決して使人の為駿河守嫡子大道寺
孫九郎と美濃守同道致し朝比奈源三郎を案内者と
して新府へ馳参り道もかし　榊原小平太大須賀五郎左衛門
大井豊後殿之備ハ若神子の上の山々へ押よせ御右備
酒井左衛門尉石川伯耆守本多平八郎殿之手ハ後家ニ
小笠原上野介殿ニ信州佐久小県の方へさし向ひ候
手毎の物見をかけ合戦を持して備を押ゆ其為源の
中を源三郎ハ氏規直孫を同道して罷通り候とくんで左
右の備とも使を馳て本の次第を聞候ニ依ハ静く
備を押留ニ同し二人ニ新府の御陣所へ案内て源三郎
御本陣へ参らしむ右の次第を申上られ候依て御返事美濃
守を以被仰付氏規殿ハ先達て江御城ニ御和睦の清

[illegible]川の家来と一ツ[illegible]相撲[illegible]の取り遣[illegible]
家康公江戸遣[illegible]の為遣ハ[illegible]と申作左衛
門様江戸遣迄ハ江戸一[illegible]家康の為江元の国
[illegible]人数と引入[illegible]作左孫九郎[illegible]
見[illegible]作右備[illegible]濃守義若年の節ハ北条助五郎と[illegible]
親戚民部の方より駿河今川義元の方へ流人[illegible]
相談共に　家康公も　竹千代様[illegible]駿河[illegible]
[illegible]戸[illegible]江戸義元[illegible]江戸義胤[illegible]
[illegible]公[illegible]共命の義[illegible]作[illegible]濃守
孫九郎江戸南の江[illegible]濃守江[illegible]
[illegible]元[illegible]津へ江[illegible]
九郎と[illegible]遣[illegible]作右[illegible]濃守義[illegible]

[illegible]ハ江戸[illegible]義元[illegible]
[illegible]民部[illegible]
[illegible]戸[illegible]
[illegible]井[illegible]ハ孫九郎[illegible]
[illegible]郎[illegible]小田原
今日ハ[illegible]晩[illegible]
[illegible]義[illegible]江戸[illegible]
[illegible]遣[illegible]
[illegible]坂津[illegible]小田原[illegible]
[illegible]遣
小平[illegible]島[illegible]
九郎義ハ[illegible]年[illegible]月[illegible]ハ[illegible]
義ハ[illegible]孫九郎[illegible]

無下ニ候ハやしと御鷹野御遊山へハ元忠も御情被申出ハ
南国ニても未た難く御手ニ入候とも申そも無拠
候ハ利ニ叶無下ニ心当も無御座候へハ私ニ於而も叶
候の義ハ御赦免成され御座候ハても不苦候へハ宜く候
作候ハ人ニよりハ甚先程苦しく有義も苦しくてハ不叶候の
御人頼候と有ハ大切の義ニ候へハ我も無子細と思召
見合候ニし作成候へハ元忠ハ我も委細申候て存
寄の無之様ニ候と存候時　家康公にハ御笑御遊寛元の
無所の有之と丹前ハ心付候ニ付孫九郎とハ富士の根方へ
遣し富士の社人共へ被仰付候へハ富士の社家共の義ハ関東ニ
旦那と多く持候ニ付候ハ小栗家の家老の子と妹婿
ニ候段被申候てさて秋等組方の同子細候て尾州へこ

らかましく成候て義有之無之織田浮之御様ニ於而ハ無
そして同国桃園へ遣し社人共へ被仰付候て其趣
作有之候へハ元忠兼て御家来の御使と申て者候
孫九郎と同道して富士の根方勝山村へ罷越小佐
野越後ニ申社人頭へ被仰付無く御頼候所三月ニ
到り西の郡御船小栗民直への御暇候て御渡候
同後榊原小平太島居彦右衛門水野藤十郎三人へ勝
山村へ行き社人共方より孫九郎と請取相州三坂の
城へ同道して北条美濃守ニ相渡候也
右甲州と御手ニ入させ度き事ハ思召義ニ於て
北条左衛門佐相勤小坂の城より甲州へ御入候を
鳥居彦右衛門御使方とて甲州ニ而申合て馳

向ひ一戦を相遂ぐの首二百余を討取勝利を得
たりと雖も八若神子表に於て氏直と百日余り
対陣中と申ながら家康甲斐の国一国を領
知致候ては猶更の事を恐れ和睦を仕り世
上に於て面目を失ひ候事

一天正十二年尾張伊賀守の家臣津川玄蕃岡田長門
守浅井多宮治二人の義秀吉へ心を寄せ逆意の企
有之旨伊賀守へ告知致す者有之依て伊賀守勝之
丞を以て二人の者を召捕の城中に於て成敗
仕り付て信雄卿と信長卿と中悪く罷成尾
張へ参向く織田家を切たやと有之付信長
の和睦を調り主勇義を以て信雄卿より

出羽の義を頼み二人に対の郷ひを附て雄人
同心の族を付今度一大変の義八家康公の仕様
を調り市ひて有之ひとをの物を付家康公
仕作を八秀吉今天下を掌の物ひ有之と共に八
信長の厚恩なり人天下とこそ奪ひ共信雄
変八同日さ立君たりと一切攻ひ申さ有企八氏
道の和を以て秋寄変八さして信長の厚恩を調り
ひとをの八有之されば日法心易く申合せ用捨の
義なれ八兵子息信雄と見放し申義ハ決て百
姓の百ようなる秀吉出羽と有て八早速馬
を前一見度可進の百少も仕紙をひ有る義なるの出
仕事を遂あり尾張伊賀の仕備定有之れ

遠駿甲三ヶ国の内勢ハ信濃ハ合せ八郡人数
凡二万六千余も有之上杉景勝の押へとして
信濃ハ北条氏直の義ハ近き内緒
者ハ山へ入る親父氏政の表裏と内和遠ひ遠駿河ハ
所々へ内勢と内ハ武田勝頼の分国の内百姓
もそれ程文ハ仰付候ハ法人の様りの分内人数
の内方ハ凡一万六千余の内勢と内ハ神尾遠
ハ

一 長尾景勝ハ山の城ハ信濃郡内ハ勝頼と義
絶ハ都度ハ国常の城の者ハ居ハ居ハ
内ハ秀吉卿の味方ハ内ハ池田勝入月十日ハ
山へ押寄即時ハ城と取数勝入ハ山の城へ入代り

内秀吉方の色々と敵対ハ行ハ　家康ハ
ハ開ハ信長家臣の勝入ハ不仕合不便の事なれハ
何ハ勝入と内対敵ハ有ハ小牧ハ内内勢
内馬と内ハ出ハ勝入ハ早速ハ山の城へ入候
十六日ハ内ハ山者へ内人数と内ハ内ハ
内ハ武義ハ尾張ハ内内勢の八幡
勢ハ向ハ法花と設ハ城ハ奥平九郎酒井
松平紀伊ハ此ハ内ハ鉄砲ハ打ハ給ハ遠
内ハ武義ハ備ハ使者ハ覚ハ一騎
家ハ内ハ内ハ内の鉄砲ハ内ハ
見ハ歌の備ハ色ハ内と奥平九郎千余の
勢ハ内ハ川と家ハ武義ハ三千計の勢

一戦より後武蔵守殿しく相馬の国へ引入給と奥羽の
諸侍進て我り知山迄所々迄討と仕る歟方野長助た
ち国郡の諸侍父子迄一合せて討死と聞奥羽より
参候て汐津方の諸押城る所々知山城ハ張
かしたる勝入父子ハ敵稲葉作右衛門尉と
りよ除くよ引入給 家康公汐覚法師使者成と云
深働と云用よ後一早く勝と引揚可申旨仕作戦に依て
汐先手の向く迄国の岡と揚て引取るなり
一其比秀吉ハ大坂より出馬有るとの仕よ紀伊根来迄迄
の一揆 家康公作雅卿よ志と通し所ふ蜂起仕ふ
依て増く加勢迄引有く仕ふ紀伊岸和田の城を中村
式部少輔一戦とうけ勝利と仕りて有一揆退散後し

此ハ敵を引なし迄 月廿六日拾二万余の軍勢と率し
大坂と立く国内七日知山の城へ入る翌て秀吉の四ハ
小牧山と申津し其近国と陣軍勢の陣場と可仕後
と仕侍仕 家康公先其と小牧山と仕見定て伝
作卿一所と汐津敵法師と有秀吉卿の軍勢ハ尾口樂田
近国と陣と仕者小牧山へ向く大居と築き柵と付て
我等下知なと用よ拵よ一戦と遂ける後ハ曲支
ける人々を諸陣へ帰く汐津後ハ家康公ハ
作雅卿く汐長法師蜂清水和山村宇津村と敵山の
城と汐築也 郡中諸侍への通路の打く有く小牧の石
城ともに汐和之法師蜂清水等豊後守甲斐守山内猪坂常陸
介と者ども仕作有と汐有り

一月廿日池田勝入父子城へ寄り秀吉へ中川八郎右衛門を討
ヒ[illegible]ハ[illegible]ハ何様ニも心あさ敷ゆへ　家康の
加勢ニ有之ニ付ハ[illegible]年ハ城ニ[illegible]ハ[illegible]
相考見申ス　家康ニも上杉北条の両家と和ヒ
甲信駿三ヶ国の城ニハ人数を置さん為遠国の郷と
張合計を取ニ付ハ[illegible]ハ[illegible]
尾張の城と河東ニ在ル[illegible]ハ　家康ニハ沙汰の郷を
川入国衆ハ可任敵の文必定ニ付て小牧の陣へ
河内城ハ信雄卿と河内殿ハ心安き武士ニ
り入ハ秀吉ハ大ニ不満心ニ成ル国衆の内の武ハ勝入心
次第ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]

相添胴勢ハ二好孫七郎秀次を付ル　秀吉ハ中付
余の軍勢を以国衆の城を攻撃ヘ[illegible]
郷す勝入ハ先津ニ[illegible]ハ[illegible]
ヒの刻より[illegible]篠木柄井へ寄津して九日ハ[illegible]
段向可成ニ[illegible]篠木村の郷人ハ方より其
郷と　家康ニハ河内ニ[illegible]小牧ニハ酒井左衛
尉松平主殿助川伯耆守酒井雅楽頭ハ河内ニ[illegible]
作分ニ　家康ニハ岡部治部丞神尾小平太大
須賀右衛門尉水野勘三郎忠重丹羽氏次郎井伊万千代
六人合ニ[illegible]千二百余の郷を[illegible]八日の未の刻より
小牧山ニ河内殿信雄次中の武ハ河内殿ニ[illegible]
異物と[illegible]ハ[illegible]押ニ可申ニ作成

小幡の城へ御入遊ばされ豊後守殿の侍十人計り
附属被仰付寄手へ注進紙歌舞南の方へ押行とゝ
なれば早速注進可申上旨仰合ゝ豊後守殿
速馳参り歌舞山も右の南の方へ押行申候小
幡の城へ打出馬ゝ池田勝入八日の夜の明より篠
原へ御出し丹羽勘介ゝ居城へ引清兵衛
内藤ハ小牧へ有て合戦次第仰付候七人計を殿
様ゝ義ハ小幡へ御入被成ふと云へ共次第仰付
始め近辺へ遠く討死と遠る勝入ハ是始めより大き
成ひ程ハ長久へ寄んとす同九日秀吉ハ池田森城
三人と先駆うして御ゝ長久へ押

行ゝ方六ゝの所秀吉籠城の衆備田中久兵衛
を人押懸て敗らふ切為す中ゝも柳原小平太丹羽勘助
南を為て御ゝ歌と進活為ゝ切掛りしゝハ秀吉の旗本
足軽して為く大敗軍ゝなり秀吉ハ長久の地へ
御ゝ御ゝ引退れ池田父子義氏城久手へ
ゝ八旗本ゝ軍ゝ引ゝ秀吉敗軍被成
ひ有共義氏者六騎三騎先を人遣かゝ有三人ゝ
大ゝ御ゝ名門と称ゝ南備と立まうけて城久手へ
大者と揚ゝ今日の軍ハ旗本ゝ先を人ゝ歌舞ハ月
を く引清て一度ゝ旗籠と打へ〳〵と下知を為ゝ方
の御ハ御ゝ歌と進行為ゝ堀の傍の堅ゝ為ゝ
長久ゝ為て久手へ奥先ゝ進み奥籠ゝ為く

汐信方の勢もかゝる中なれども武蔵守殿重
身命を捨ます戰て七ヶ所の疵を蒙る父子共ハ猶も
味方といろめて色〻為る処に井伊万千代（千時十九歳）人数を
率して長久手の山へ上り敵と同の下ろえ初つしく
法螺をふきかくり知らるゝ所に堀尾吉晴進び来て武蔵ハ
自分錦を飾く候者や若〻下知して掛り為るゝ
万千代備を放し掛る鉄砲武蔵の屑間を中り馬より
落る所へ本多八蔵走り寄て首を取るもよ依て敵
勢ハ敗走する所に池田勝入父子ハ敵と下知して井伊
を入て討て掛らんとする処に岩崎山の峯に立きより朝
日のうるわしく金の扇子の御馬印を差上られハ
もりや信川勝入と云ふ者も池田の勢見為して悪く

敗走を組れて勝入ハ少も弱る事なく成れよ猶とゝけ居る
所へ永井傳八郎（千時廿二歳）勝入と突伏せ首を取る勝入の
嫡子紀伊守と八安藤彦兵衛と云て首を取る池
一戰に勝入父子共武蔵守殿と討死せし秀次も敗軍の
よし聞へ聞へられハ秀吉公の御耳に不無之
軍小勝ほこり居る所に駿敵と云ふ所に家康
金の瓢の馬印を押立軍迷駿河守殿方うつと駆付る
軍勢雲霞の如くして龍泉寺表へ着津ける所の者共
乗組と身らんと為る　徳川勝ハ量の一戰終りしと共後
小情の妻子へ汐取為るゝ所に小情の儀へ
取られ入さしかゝると云て福島伊予守殿ハ味
方の汐勢も樂田より駆付し一戰を仕る取と云へハ今日ハ

沙羅河可相と達て諸方より相図の義と有て能
勢寺の河原より郡津と取て三枝と引られ候ハ
ゝ三枝中小橋の城と沙門拂遊小牧山の陣所へ沙
門遊ハ有秀吉へ対し奉り樂田へ陣と入られ候と其
後六月十日秀吉へ対小山の城を沙拂略陣なり之故
家康公ハ小牧山と沙門取遊られ秀吉方樂田
二重城の左の方ハ上方勢ハ有り其方小牧山の
陣所へ沙門人数ハ沙門し並蔵人数ハ沙門
と計よて生ふ是程と城合と上杉方敵も無之と海
ゆく方之須　家康公ハ尾州鳴海の城へ御の義
有之之ゆ細ハ澱川左近左衛一益義信長他界まゝ
付国取り地盤の相違ゆ

信長の沙門相続の義と取持ち仕ゝの様子有之
海ゆハ相模守樂田の家中忠ゝ成敗合と義ハ刑
澱川ハ樂田ゝ一味仕ゝ様ハ家ハ志津ヶ沙蔵の一類ゆ
ケまケ城和小の方の城ゆ於て自殺ゆ成られ澱川力
と為ゝ秀吉へ津奉と信長より拾ハ北伊勢又
那と秀吉へ知渡ゝ力命と取り拾ゝ三の仕合ゆ漸
六千石計の所と領知し是時分ゆ之義信雅卿へ
摘と仕ゝ秀吉への忠節ゆ可致ゝ為の異とゆ
尾州鳴海の城と前田五一郎と渡ゝ九鬼右馬允和泉
ゝ同知ゝ六月十六日の夜鳴海の城へ取籠る
家康公ハ打郡清須ゆ沙蔵と沙門遊ゝ者
沙門馬ゆ遊鳴海の城へ沙門人数有井伊百千代

大須賀の和尚様、柳沢小平太殿、一番ふ駿府海道の
方と引受めいれ城内へ入とれとも欲たハ私の中より
沙汰方の郷へ向く法花と放し拙なへとも同命をくん
故何の用もなき戸手時城兵たち二三十人計門を出
張ル沙汰方の郷へ突合しうち合て引入る処に岡
部源二郎うの者共ハ瀬川一益の聞長兵衛と生捕ル
彼し沙汰へ引ル　家康公江覚遊ル生
捕ル彼しハ名ハ高り首を切りかの我ハ方名我ハ
於て八瀬川の家の名をうちなれハ一命を助け絶と解キ
刀脇差道具ともハ長しあるへて城中へ放し入る
江作ハ名れハ長兵衛威後と流し和とも城中へ立ル
伯又の一番ハ遂て右の次第と沙りなれハ一益開く

家康公の沙汰情の極と感しとりなる心と愛し
城中の者同五一郎を物書役し兵員と　家康公へ
参上ス勇ハ長兵衛と石連城と為て城内の図面一ト
ト所へ差越ル

右長久手沙一戦の我ハ付て兵法ハ武士ハ
以ハ百四十年も三ヶ月の者ハ中ハ時代の出来
様ハ戸我も無ハ以ハ帳ハ何ハ実説とも戸様
ハ無ハ以ハ先方諸一通りの次第ハ右の様ハ相
用ハ右の沙一戦ハ付て城等業り及ル実説ハ
も猶又沙乗ハ書加ハ虚実の段ハ右ハ通
ハ以ハ不審ハ
一ハ長久手沙一戦ハ人秀吉ハ先ハの向く様り

[illegible]ハ二重城の要害へ和山の城より沙汰絶ゆ小枝
山の又へ矢倉へ上り居申山右近と呼ぶ
第ハ八月廿日の落日の刻より光秀一統を遂勝負と定
[illegible]　家康方へ書状を以て使者十二万
六千の人数を以て備の後ハ山崎城を接へ
味方の諸勢一足も不引退覚悟を以一統を可遂の
旨兵衛ハ志深く[illegible]可申遣と[illegible]常任
[illegible]ハ沙汰無用ハ[illegible]　家康[illegible]
沙汰ハ[illegible]
沙汰一統を以遂沙汰ハ[illegible]
用ひて[illegible]　家康[illegible]
せられ[illegible]一統を遂て負へ[illegible]

[illegible]の通りの文言を以て書状を[illegible]へ
[illegible]　細川与一郎（千時十八歳）を呼出し状を
[illegible]　家康津城の大手ハ先ハ南より[illegible]
山の上ハ主殿の[illegible]山右近　与一郎ハ
中ノ口ハ長右衛門[illegible]
沙汰用ハ[illegible]　与一郎も[illegible]
[illegible]秀吉[illegible]
[illegible]
成間敷ハの者ハ可申付[illegible]千時　与市郎ハ[illegible]山ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

小山の下へ家ノ付馬ヲ引ケテ付ケ上ケ申ス
様ニ家之馬ニ家ノ紋ニ小枝ノ山ヲ引ケ申ス
紀ヲ打抜ケ何度ニ成ル小枝
山ヲ引ケ毛の馬ニ乗リ黄の毛衣ヲ掛ケ武者一騎
乗テ件の書状ヲ附ケ上ケ申ス秀吉
見ル之ヲ聞テ感ス迫事可奈ル節ハ如ク程ニ
小枝山の上ヲ合の紋紀へ之の方ヲ取テ唐毛の馬ニ
乗ル武者文ヲ付ケ挟ミ持ル二重城の津城ヲ
見ル所ニ三重ニ堀ヲ掘リ秀吉見ル備ヘテ
家康迫事ヲ以ケ為ル　五一郎ハ
節ヲ有　五一郎又家ニ
入ル

家康ニ之の沖迫れ之ハ如ク沖紀紀領渡迫

家康水郎左衛門尉ニ
沖内書相見ル紀者明日明後日ニ間沖一戦ニ初
柵堀ヲ沖塀備ヘ紀作付居ル切テ沖一戦ニ紀明日
渡方ニ成其之度可紀仕ル沖紙面ニ新書ル
其許ニ深ク紀作付ル紀渡方ニ入ル
柵堀ヲ不仕ル成紀者ハ関東者ニ一之成迫中者
無沖紀ル紀上者家康ニ知ル申ル保堀ヲ
成ル沖迫長中ニ成ル

右ノ書面ヲ秀吉見紀ヒテ備ヘ奴原ル宣ハ
ニ山乗リ並テ秋中ニ成ル申ル　紀南ニ成ル迫事ハ
家康紀渡ニ成ル成ル紀ヲ
紀紀ニ成テ　忠興一人ヲ紀ル連馬ニ乗テ馳ル迫

故を問へば、秋方にて秀吉八仲の小山の上
あり、是を見て、さまざまうけたりと
云て、家康より江戸城に居給ふ　家康見て、
まことに、此城は、秀吉見知り、小牧山より西の陣ぬく
滝花と打ぬけしといへども、中にも秀吉天下の将軍と鉄
砲あり、ねらのうち、庚吉して、二重城の要害へ
家康、是を聞て、
二重城の要害へ
二重城の東の方、上方勢の陣所、くの字の形なる濠とさ
くり、土居柵を、有色一ぱい　家康、小牧山より江戸
出遊、信雄公へ、江戸に、先年、三河長篠表に於て、信長
公と、秋等、面談、武田勝頼と、対陣の節、信長公の
江戸表へ、此方の、徳川軍の形なる、土居柵を、江戸城
つくり、勝頼、右記へ、長柵を、社仏、形なる、濠を、下知
江戸城、しかし、方より、打掛の、陣を、中り、手負、死人、多
出来、江戸、城、軍も、負て、敗軍、敗しなる、武
存知、あの、西の、堀柵、なる、江戸、付、や、秋吉
心、を、兵、秋等、打、勝頼、も、同、陣の、相、を、右、
と、相見へ、仰、も、江戸、遊、と、
江戸、八、長久、寺、於て、関ヶ原、後、の、陣場　徳川、勝、
敗、し、負、先、を、旗、なし、より、大敗軍の、中、二重城の、陣
城へ、逃、て、中、東、に、八、秀吉、と、聞、き、以、の、小、様、
家康、軍、小、勝、ほ、ろ、江戸、へ、押、寄、かけ、ちし、
有、て、お、馬、を、打、秋、く、と、駆、江戸、城、に、入、
あ、る、所、の、者、よ、江戸、し、八　徳川、勝、よ、八、軍、終、り、に、其

彼小情の要害より汐殺能はざるを見て馬をうつく
もを開き買へるものを以て彼も実も有
家康うれしく汐戸ひらき
ぬ秀吉能登守へ前津伝法日暮れて小情の城より
於く榊原小平太大須賀人数の部中たる
戸金右衛門前へ家康能登守へ人を遣し秀吉の
津を相図せり然今度楽田より馳来る諸勢の義意く
疲れ果津数の作法もなく寄かゝるこよひも伏兵有れ
乃榊原相図戸に於て汐殺掛汐遊て
於て大ふ汐勝利なり（さる汐戸上へハ　家康に
御開遊いやゝ汐作汐敷と振せられてうかくの
作安田左衛門者御前と退却彼へハ豊後ゝと汐作

ハ左衛門者豊後守立帰御前へ汐来へハ長方城の門ゝ
と見廻り御ものあれ門外へとハ一人も出すへうゝ
名書人ゝへ聞くゝ左衛門ゝ仰出されみより問もなく汐湯
漬と汐戸上退付汐馬と汐なる踏分稲俵より汐人数と
揃へ戸ゝ汐作左衛門ゝ殺ハ必定欲津への汐働なるへゝ
法人様の外小牧山の汐津場へ汐馬と入せるもなきゝ
ゝハ敷武能守義一戦の初討死ゝ方ゝ義ハ懸小相知ひ
ゝ去験と汐者ゝの言ゝ汐前と彼の汐家中より
於ても何もも不審仕ゝ彼常貞ゝ研屋上方
有ゝて寸年宛演松の相語ゝ右汐津の帝も
汐仕小牧の御津場小注有ゝと汐者長方義ハ上
方小於て敷武能方へハ公人不仕ゝ汐殺汐遊ゝへハ

成程武義度々も八幡殿心易く思ひ給ふよし付
御〻は彼家の道具をとも見賞へ給ふやうと御
為なへは大方は道具の義は見賞へ給ふと申ふ付
御〻は先須弥寺一戦の御合掌より行る刀脇差の中
まて唐〻の指料まても可有之やうし御〻拵る道具
の義は先年より御〻の御ものの御拵多御集りなと常
貞ふ御見色遊ばされ兵庫まて刀脇差二腰見分ひ
て武義度の差料より御〻も御所持の道具の
御所と御心得仕御〻は中多八義し付
札有之八義と清和の前尾と御身を色仕
遊ばされ八義ハ刀脇の中より武者一騎同様
と敬まて〻家〻こと駆出り名刀法袍より

中ほて馬より落ち給へ先り前と記ふ中付備ハ
前と八幡殿御〻ものと存八義ハ八幡の前と御
拵年へ指料て御〻御〻なる御早前御実検仕御〻
御〻付道具の行義中へ拵ふ中付共部と御用
ふ至て武義討死と有く駆験八平迷御貫ふ入る義ふ武義前指料延御
のふ御今一度八義を御〻家庫御聴遊ばされ武義前指料延御
家庫御聴遊ばされ武義討死と有ふ八まひ也ふく其
前と八八義ハ拾ふ中上れ多と安御ふ義ふ委
御の義と相身ふ不存〻有作まて御和の八相御い
遊ば御陣中ふ於て上下の私御法宜ふ給中ふ八
義武八指角御〻方前と敬方へ案ひ遊ふれ付風

況なりとも有之間八義信へ聞て先ハ引之ゝ深者と存し
寄りはるゝ鎧沼の城攻之也遂刑理所之新城
近く進て寄て鉄砲之中り相果ゝ之
ハ秀吉尾張へ発向の和睦の上好孫七郎秀次と
先手の大将ハ蒲生飛騨守氏郷
方へ秀次より詰ハ人ハ兵庫之所持ハ之ハ
甲斐有之ゝ之ハ今度晴の御陣之者用被
成ひと有之ゝ氏郷南ゝ之用ゝ有て切也之城ハ
秀次ハ伊の甲と者用被成ゝ軍ハ討負長久手の地
御ハ見者敗軍と被成ハ伊勢の国の甲と氏郷
方へ寄れ久ハ氏郷ハ見ひて大切の甲ハ疵ハ付て家
平秋等ハ者料ハ成ゝ中れ之兵ゝ相勝小田

原陣の御ハ所の甲と者用被成れゝ有之成と法師勝助
拘留之ハ右勝尾の甲今度松平豊前守殿方ハ有之也
七ハ長久手表の一戦ハ上方勝利と失ひ敗軍の也
注進有之ハ秀吉一騎ハ付の也ゝ
ハ之ゝ有祝ゝ之ゝ
人之ハ小成ハ小牧の城有守へ
尉守留守居の向ハ秀吉之勢と率ハ
於ハ城方ハ小勢と云兵
之ハ小情表の城ハ
の要害ハ和泉守の者兵と者ハ
大とけ様之ハ於ハ兵糧とて秀吉敗て可城ハ
必定之ハ如何ハ有之ゝ何之者門

尉殿方可然と同心致候ハ仰者ハ相応之儀
殿方秀吉へ内通の志有之一向得心無之
用ひ申さる方制止致候て相続仕候事ハ
中納言殿ハ表之儀ハ当御所に於て
無心元存候ハ小牧山と駿河と相拘候上方
勢ハ近付秀吉の旗本近く備を立て押寄申
候ハ 家康の家来中納言殿方有之中と
押然対決可申と有之へ秀吉ハ何思召
や常に用ひ申さる方先と御制へ 家康の秘蔵
せられ申候馬上手く仕り言葉節ひとなり

長浜天正十八年奥羽津の御守都宮の城に於て中
納言殿御出仕被遊候者ハ中の御門内へ有之中を
御乗被成候ハ御門まで右長久手表の儀と御申出
被仰聞候ハ

一今年秀吉ハ 家康に対し御節度と存上申候ハ先
織田信雄殿へ相談申し長浜信雄卿へ 家康に対し相年
御節度方頼申候節御相続下総守方勢衆西人と
以信雄殿へ秀吉に御申候ハ 家康に
対し少も疑心無之候へ先大小牧
秀吉へ出勢の義ハ兵許申の御頼に依て出馬と御申一統に
乗申候ハ秀吉に対し一統の遺恨と有義ハ毛頭も無之秀吉方

より其節まで左様ニ被成候との義ニ候て向後ハ以来の如く
御門通ニ而御返答有之御當家と羽柴家との御和睦
相済候とて其後又信雄よりの使の由ニて下総ニ浅松御
城へ来りて申候ハ秀吉より信雄方へ御申越候ハ先頃不
和睦の義申達候ニハ底意なく相互ニ入魂申度事も有之
候へハ御息相ニ差越候と秀吉殿申請度と御申候との事ニ
御同心ニ候てハ信雄ニも満悦可被成候との義有御家老中
被召集御相談被遊候処何方ニも御男子様と申ニてハ只今
御当人のみにてハ無御座候処ニ秀吉の方へ可被遣ニ候とてハ
御疎略ニ存じ世上の取沙汰ニも御息男を以て上方へ人質
ニ被遣候なと有之候てハ御家の為ニも不宜候なと被
申上候中ニ計の様ニ有之候へ共如何思召候や信雄よりの御申

越の義ニ御同心被遊其年の十二月ニ至り於義丸十一歳の
御時上方へ御登被成候御児小姓唯二人御附被成候内一人ハ
石川伯耆守二男勝千代一人ハ本多作左衛門息男仙
千代 後仙之と改なり

一 天正十三年三月羽柴秀吉内大臣ニ任じ二位ニ叙せられ是
迄ハ平ノ秀吉と名乗申しを内府ニ任官以後藤
原の姓ニ相改御申候なり

一 同年三月 家康公御背ニ癰の御腫物御出来被成候処ニ
御他界とも他国までハ取沙汰仕候の御様体ニ有之候初ハ
根太のおしたてと成物かと存候ニ前嶋長七郎依原作十郎
河野甚右衛門三人の小姓ニ被仰付大蛤の貝を以て右の腫物
を御もみ出させ被遊候処へ一夜の内ニ御痛も強く被成申候

御家老中を始御医師衆拾人余りも打続の上にて勝屋長
閑御療治も少しも致さず唐人流の荒仮薬し御勝え遊ばし御
附ヶ薬と御洗薬も御仕成され候へ付本多作左衛門殿ニ御先秋等と
御手前にも成され共後此御薬御召用に可被成候只今御他界
成され候ては他人にても我等御縁者の小家衆と始め御狩の
國と称しわたし申候ハ必定なり御家中の面々も御弁着
の殿にもとられて力落しかく又合戦も位信成られ候様に
存じ候ハ御跡潰しに申なし御先祖代々等衣ハ八十ヶ年の月日ハ御
周切潰され損もなう切まけられ候もの手頃にハ足さへちんハ
と成り候人ハ世の人々に片輪と申片輪とも劣る一人もそうらけれは
今日よりハ　殿の御情なく御家中までも人毎に疎略ニ相
今まで御犯し遊ばされ候て此作左衛門事ハ即時に飢死仕りべく候ハ

御座候へば他人へ御命御見捨なされ候て　家康公に仕られ候
本多作左衛門と云もの何と楽しみに命を惜く御命にや
と諸人ようしわ申ひとさられ候ては甘もる甲斐も無御座候
日まで武田殿家中まで耳利候と申諸人の尊敬ニ預り
候主も主人の家潰れ候へハ今般本多作左衛門ハ極ニ細り松下
一意同級一意の者たの下てと云へ川ひ病られ候信玄様
先盤の時ハ耳利候にも出家ハんと申変ハ夢にも相りハざる事
ならば何卒精類の無き別申ハ長篠合戦より八年同家滅
ならし候ものの士も人衣の通に成され候殿ニても今度長閑ヶ栗
御付ヶ成ましたしは御仰ハ何もの道にも大将の無き別ハ
同前にそれし候て道理とくきえて涸と流し申候へハ
家康公御浮心遊ばし候人ハ其方申通り御療治可遊ばし

候ニ付而ハ長閑斎ハ御案を廻し御使をも奴六の簡の次第候ハ
諸し候處ニ自身ニ六大まて出て進ミ候り御内意をも
此上ニ而御共欲半ニ御腫物吹切膿水押出申時候共
速ニ申人と揚てうまし帰るたるき申ニ而本多作左衛門同承
の由去後御腫物損て御平愈なり
一同年七月秀吉関白ニ任し此節列國の諸大名多く昇進
の衆有し于が御存とも三河守少将秀康として此中
候とし
一同年八月　家康公御自身御出馬ハ不被遊候へ共御軍勢
をハ被差越信州上田の城主真田安房守昌幸を御攻被為
遊ニ無御本意の節りハ去る年甲州若神子表ニ於て北
条家と御對陣御和睦の節御約諾ニハ向後甲信両國

の義ハ御當家より御支配可被成候武田の旧領西上野を
相添へ上州一國の義ハ一圓ニ北条家よりの支配と有之
其けニ而交渉之有北条家へ切取たる信州佐久郡をハ北
条家より早速御當家へ被相渡候所ニ真田安房守ハ沼
田の城を抱へ居て北条家へ渡し不申候兵具より御催
促有之候得ハ早々明渡し可申候真田方へ被仰付
候所安房守御返答申候ハ上州沼田の義ハ我等武田
家より申請候それと無之手柄の館先を以切
取たる城地の義ニ候へハ本領ニ而の城を拵へ不申所
何より御縁者の北条家へ明渡し候様ニと被仰下
候ハ余り御情なき事ニ候とて中々同心不仕其上
秀吉公の威勢日々ニ盛ニなりし候より有之候を能く心得

て上杉方に対面を遂げ、詫人を出し、演
説の儀、城へ申入るべきの由、ならば、
て対談を遂げ、和睦を思ひ、対陣を解き、今度高井
郡より対陣を解き、奥郡と対攻撃可仕
旨、遂に対陣を解き、備後地へ仕作有り、
より大久保七郎右衛門忠世・鳥居彦右衛門元忠・平岩七之助
親吉・関右衛門泰勝・長谷川藤右衛門・坂部三郎右衛門・内藤清右衛門正
直、入道信濃守・依田右衛門佐信蔵・小笠原右衛門・根岸伊豆守・遠
山加賀守・本多大学・武川芦田の軍兵、沼田へ合力、上杉
表へ発向し、後の八月二日より城と和睦、攻撃し、城
城将真田左衛守、守り防ぐに依て、敵ひ勇に寄せの勝利は
稀なり、城兵無数勝ち、奥郡へ乗り出す。

大須賀大和守康国・本多弾正忠・松平周防守康重・酒井
雅楽頭忠世・内藤右衛門尉清成・本多豊後守・鳥居彦右衛門元忠・
酒井左衛門尉・榊原式部大輔・大久保七郎右衛門・平岩七之助
親吉・内藤右衛門尉・酒井雅楽頭・長谷川藤右衛門・坂部三郎右衛門・
内藤清右衛門・依田右衛門佐・根岸伊豆守・遠山加賀守・本多大学・武川芦田の軍兵、沼田へ合力、上杉
表へ発向して、後の八月二日より城と和睦、攻撃し、城
城将真田左衛守、守り防ぐに依て、敵ひ勇に寄せの勝利は
稀なり、城兵無数勝ち、奥郡へ乗り出す。

の儀ハ上杉弾正少弼佐竹右京大夫上杉ハ押へ申て大久保
忠世の義ハ小室の城ハ相模ハ北条氏ハ伊豆国伊東ハ
下条新右衛門和久大草ハ戸田ハ古持城ハ鎌倉ハ小室の
大久保忠世と申合真田と押へ節ハ有り

一同年十月二日国衆の沖城代石川伯耆守数正関白秀吉ハ信
濃ハ乃小諸と申へ尾州犬山城ハ退ハ別松平源郎
家光松平右衛門近正ハ方へ家人大郎次郎と云て一味同心ハ
於て秀吉の方ハ和の義ハ和睦寄宜く取持可申旨と云
へたる故ハ同名ハ三河ハ依て信濃小笠原右近太夫貞慶方より秀
吉ハ方ハ人質ハ石連ハ方ハ千時ハ後難と悔り数正方ハ
申聞ハ節ハ自分ハ義の沖城ハ書付ハ捨て一子新次郎と
沖城ハ家来ハ人と相副て浜松ハ参上仕り秀吉ハ感
賞藤遠ハ今度数正ハ退ハ小諸ハ去年鎌倉ハ於て軍功ハ
有ハ故ハ威徳ハ高ハ有ハ故ハ新次郎ハ沖城ハ仕ハ
大給の城ハ沖ハ藤ハ松の子細ハ有ハ故ハ
藤ハ八郎ハ三ハ石ハ関ハ沖一城の和方山方貞の城ハ沖留ハ
居ハ人の用ハ対ハ遠ハ
の節　家康ハ北条家ハ沖使れハ
先須ハ北郷ハ人ハ重ハ二科ハ郎ハ数ハ去十旨
石川伯耆守尾州ハ退数ハ信濃小笠原ハ貞慶ハ
上方申合ハ細ハ自然ハ
秀細ハ郎兵衛ハ
十一月十六日　家康
北条殿

一 同年十二月信玄方より小笠原右近亮と申して同国の
遠の城と攻撃に仕り城を備前弾正正直拒ら戦て勝利を
欲兵数多討取に依て負度敗走仕るのゆへ御注進申す弾正
方へ御感状並御勝物包永被下之ところ

一 今年明智光秀卿惟任日向守と号し信長卿第二男信雄
秀吉卿より共に御上京の義を申頼られ両方へも度々使者
御上京ありて御上京あるべきと仕られ候ても大慶の義と
家康公御用義我等義共に御ゆるしなされ信長公五畿の内
毎度事新へも参りたる義なれば上方御義も安く共に用意遂も
安く存ぜ京の諸用を者上京の義なれば心
存ぜられ候と仕御知行ありて御上洛遂ぜられ
節と方々級と仕御知行ありて秀吉卿様之

の上に河守度へ御使者ありて御義を仕御
義方に義なく申れ
人を遣しなりとも相計し有て御義を仕御
の御様にまた遣しなりとも相計す秀吉卿有て分信雄卿
立まよりあるべき由申しなれ共御義の御ものと人の子を貰て長
勝家様なれば秀吉の心根賞ぜられ候上京の
義に御心ひもなるべきと仕御に御知行も悪角の
義と申上なり度旨申して御義を遣ぜられ
ちなへ義 家康公御用義に河守義に人質遣
下に御惟任日向守秀吉卿に一度一年一ちなり不真
家康様御ありて御義の御義に一度に織田信長流れ
家康公へ嫁せ申し可給申し有用義なり仕

一今年　秀忠公御年七歳の御時青山藤七郎忠成後号陸奥守
御傅役被仰付濃井半兵衛鴨田権兵衛瀬六郎左衛門
御抱守小役被仰付候ものとなり

天保二壬辰年冬閏十月二十五日写之

中村直道

落穂集巻之二終